

令和5年度

# 事業概要

〔 令和4年度事業実績 〕

上北地域県民局 地域健康福祉部

<b>第1 総括</b>	
1 管内の概況	2
2 沿革	4
3 機構図と分掌事務	8
4 令和5年度上北地域県民局地域健康福祉部運営方針	12
5 令和5年度健康相談等日程表	14

## 第2 各総室の事業概要

### 保健総室<上十三保健所>

<b>I 指導予防課関係業務</b>	
1 医務関係	16
2 薬事関係	19
3 感染症関係	22
4 結核予防関係	25
5 会議関係	28
6 実習・関係者研修	33
7 新型コロナウイルス感染症対策	33
<b>II 生活衛生課関係業務</b>	
1 食品衛生関係	35
2 生活衛生関係	40
<b>III 健康増進課関係業務</b>	
1 健康づくり事業関係	45
2 母子保健事業関係	49
3 栄養改善指導事業関係	55
4 精神保健福祉関係	58
5 難病関係	63
6 石綿（アスベスト）に関する事	70
7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進関係	71
8 人材育成	73

### 福祉こども総室<上北地方福祉事務所>

1	生活保護	76
2	児童福祉	79
3	母子(父子・寡婦)福祉	80
4	女性相談及び配偶者からの暴力相談関係	83

### 福祉こども総室<七戸児童相談所>

1	相談業務	88
2	判定業務	94
3	一時保護状況	95
4	児童福祉施設措置状況等	95
5	子ども虐待防止対策	96
6	市町村子ども家庭相談支援	97

## 第3 歳入・歳出・債権管理の状況

1	歳入・歳出関係	99
2	債権管理の体制	102
3	収入未済対策会議の開催状況	103

## 第4 資料集

1	人口関係	105
2	人口動態	108
3	市町村別妊婦・乳幼児健康診査実施状況	114
4	令和4年度市町村健康増進事業実績	115
5	その他	119

# 第 1 総 括

# 1 管内の概況

## (1) 管内の状況

青森県の中央を南北に貫く八甲田連峰の東側から太平洋に至るまで丘陵地が広がっている。

当部の管内は、この丘陵地を中心とした東西約45km、南北約80kmの地域で、総面積は約2,054㎏と県全体の約21%に当たり、県内6地域県民局地域健康福祉部の中で最大の広さを有している。

管内の気候は、北部を除くと積雪は比較的少ないものの、6月から9月にかけて太平洋から冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き付け、冷害の要因となっていることが特色として挙げられる。

また、十和田湖及び奥入瀬川周辺の地域は国立公園に指定され、丘陵地域には小川原湖をはじめ多くの湖沼、河川を有し、希少な動植物等の豊かな自然環境にも恵まれている。

## (2) 管内地図

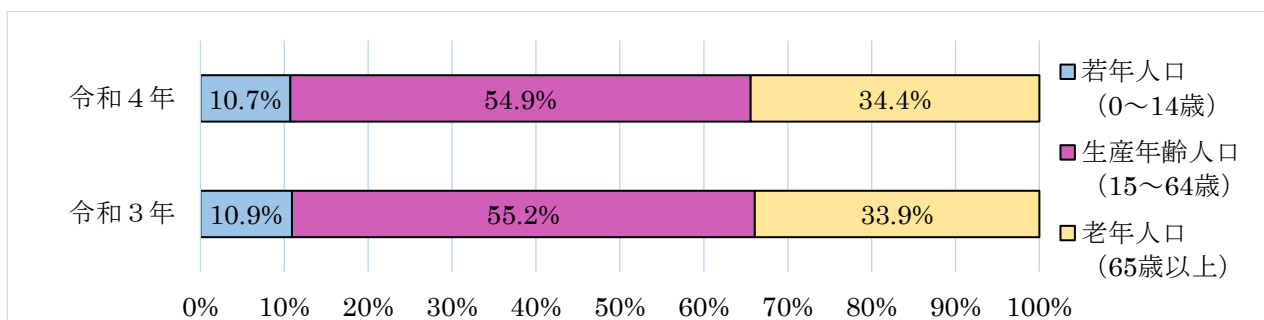
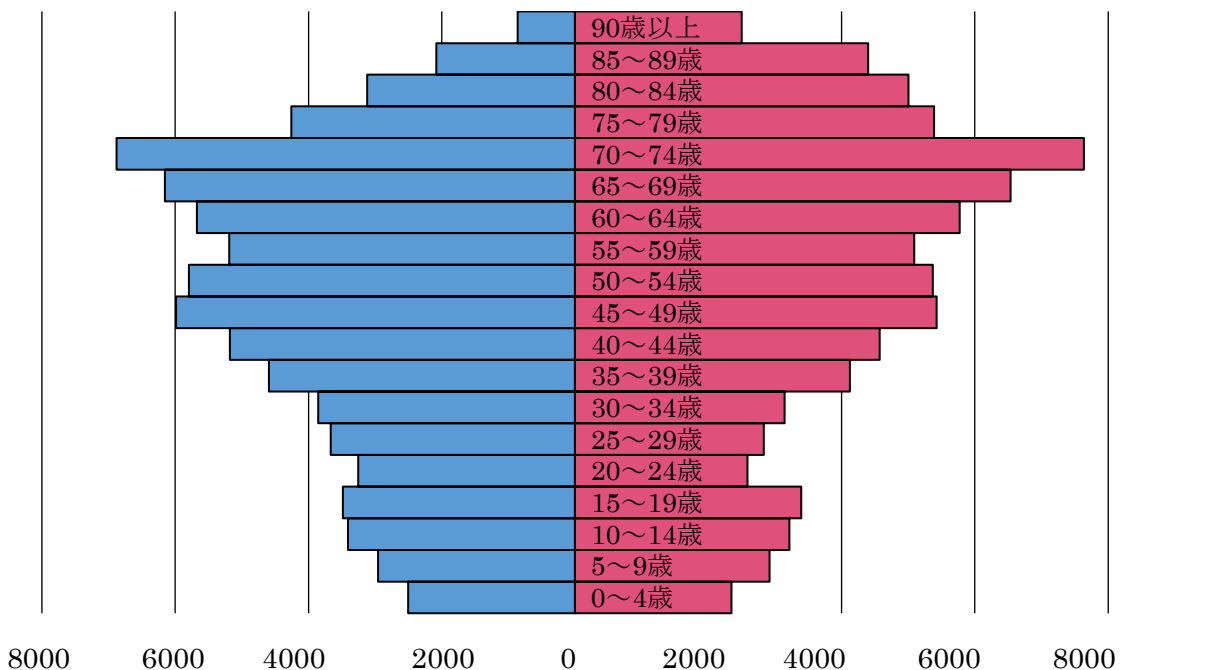


### (3) 市町村別面積、人口及び人口密度

市町村名	人口(人)			3区分別人口(R4.10.1)			世帯数 R4.10.1	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	R3.10.1 現在	R4.10.1 現在	増減	若年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)			
十和田市	59,686	59,030	▲ 656	6,106	31,752	20,513	25,782	725.65	81.35
三沢市	38,666	38,157	▲ 509	4,653	22,312	10,513	17,276	119.87	318.32
野辺地町	12,161	11,854	▲ 307	972	6,176	4,703	5,356	81.68	145.13
七戸町	14,305	14,055	▲ 250	1,288	6,841	5,921	5,475	337.23	41.68
六戸町	10,436	10,361	▲ 75	1,331	5,488	3,542	3,962	83.89	123.51
横浜町	4,159	4,121	▲ 38	340	2,106	1,675	1,834	126.38	32.61
東北町	16,205	15,977	▲ 228	1,661	7,992	6,313	5,861	326.50	48.93
六ヶ所村	10,281	10,174	▲ 107	1,000	6,320	2,640	5,292	252.94	40.22
管内合計	165,899	163,729	▲ 2,170	17,351	88,987	55,820	70,838	2,054.14	79.71

- 1 人口・3区分別人口及び世帯数は、令和4年10月1日現在の「青森県人口移動統計調査」より引用  
なお、人口には県内市町村間移動者数を含んでいないため、3区分別人口の合計とは一致しない
- 2 面積は、令和4年10月1日現在の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より引用
- 3 人口密度は表中の人口を面積で除したものの

当部管内の人口ピラミッド（5歳階級） 左側が男性、右側が女性



「令和4年青森県人口移動統計調査」より（同年10月1日現在）

## 2 沿革

(1)～(3)は平成14年4月1日、十和田保健所、三沢保健所、上北地方福祉事務所、八戸児童相談所七戸支所が上北地方健康福祉子どもセンターに統合となる前の各部の沿革

### (1) 旧保健総室(上十三保健所)

- 昭和22年 7月 1日 七戸保健所設置。(七戸町役場の一部)  
管轄区域5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、浦野館村、甲地村、六ヶ所村、天間林村、十和田村、大深内村、藤坂村、四和村、下田村、六戸村、横浜村)
- 昭和27年 5月 1日 三本木保健所設置。(上北郡三本木町大字三本木字南金崎官地)  
管轄区域3町5村(三本木町、大三沢町、百石町、十和田村、藤坂村、四和村、六戸村、下田村)
- 昭和29年 3月 1日 三本木保健所大三沢支所設置。(大三沢町役場西部支所の一部を借用。)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。
- 昭和33年11月21日 三本木保健所が十和田保健所に、大三沢支所が十和田保健所三沢支所に改称。
- 昭和35年 8月 十和田保健所及び十和田保健所三沢支所は型別再編成によりR4型となる(注)。管轄地域2市3町1村(十和田市、三沢市、百石町、十和田湖町、六戸町、下田村)
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により保健婦係新設。
- 昭和40年 1月 1日 十和田保健所三沢支所は昇格し、新保健所法(昭和22年9月5日法律第101号)に基づく三沢保健所として発足する。十和田保健所は十和田市、十和田湖町、六戸町を管轄、三沢保健所は三沢市、百石町、下田村を管轄。
- 昭和40年 3月 2日 十和田保健所R5型となる。(注)
- 昭和41年 7月 2日 十和田保健所L5型となる。(注)
- 昭和44年 8月13日 現在地が市有地から県有地となり、敷地番は十和田市西二番町55の4に変更(住所は十和田市西二番町10の15)
- 昭和47年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の四課制となる。
- 昭和49年 3月30日 七戸保健所庁舎移転。(七戸町蛇坂57の27)管轄区域5町2村(野辺地町、七戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)
- 昭和50年 9月22日 十和田保健所が同一敷地内に新築移転。
- 昭和57年 4月 1日 十和田保健所L4型となる。(注)
- 平成 元年11月 1日 十和田保健所上十三地域保健医療推進協議会を設置。
- 平成 4年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の四課制となる。

(注)かつて保健所は、U型(都市型)、R型(農山漁村型)、L型(人口希薄地域型)に大別されていた。

- 平成 9年 4月 1日 保健所の再編成により、七戸保健所が廃止、十和田保健所の管轄区域は1市5町1村となる。(十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、東北町、天間林村) また、三沢保健所の管轄区域は1市2町1村(三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村) となり、県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町は八戸保健所の管轄区域となる。
- 平成14年 4月 1日 旧十和田保健所及び旧三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称。

## (2) 旧福祉総室(上北地方福祉事務所)

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例(昭和26年9月19日青森県条例第62号)により、上北社会福祉事務所として二課制(庶務、福祉)で開設する。(七戸町字七戸48の3上北地方事務所庁舎)  
管轄区域は5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、横浜村、浦野館村、甲地村、四和村、大深内村、藤坂村、天間林村、六戸村、六ヶ所村、十和田村、下田村)
- 昭和29年 5月 1日 県条例7号により、上北地方福祉事務所と改称する。
- 昭和30年 2月 1日 三本木町、大深内村、藤坂村、四和村が合併し、三本木市となる。(後に十和田市と改称)(管内管轄地域は4町8村)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。(管内管轄地域は3町8村)  
その後、十和田村、六戸村、横浜村、浦野館村、甲地村、下田村が町制を施行し、管内管轄地域は次の9町2村となる。  
野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村
- 昭和39年 4月 1日 三課制(庶務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和43年 5月 1日 十勝沖地震による破損が著しく入居不可能となり、以後三度の庁舎移転をする。
- 昭和44年 4月 1日 二課制(総務、保護)に組織替する。
- 昭和48年 4月 1日 三課制(総務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により六法総合担当制に移行し、四課制(総務、福祉第一、福祉第二、福祉第三)となる。
- 平成 3年 4月 1日 現庁舎新築により現在地に移転する。(七戸町字蛇坂55の1)
- 平成 5年 4月 1日 平成2年6月の福祉関連8法改正に伴う福祉事務所の組織改正により、四課制(総務、福祉調整、福祉推進第一、福祉推進第二)となる。
- 平成 9年 4月 1日 県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町が三戸地方福祉事務所の所管となる。管内管轄地域は7町2村(野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

## (3) 旧子ども相談総室(七戸児童相談所)

- 平成12年 4月 1日 八戸児童相談所七戸支所として七戸合同庁舎内に設置される。管轄区域2市7町2村(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)



#### (4) 上北地方健康福祉こどもセンター

平成14年 4月 1日 県行政機構の一部改正により、上北地方健康福祉こどもセンターが開設され、総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地方健康福祉こどもセンター併置となる。

ア 総務企画室が設置され、センターの庶務事務、企画を担当する。

イ 保健部の保健予防課及び生活衛生課は旧十和田保健所庁舎に、健康増進課は旧三沢保健所庁舎に配置となる。

十和田保健所及び三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称する。

ウ 福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の三課体制となる。

エ こども相談部はこども相談第一課、こども相談第二課の二課体制となる。

八戸児童相談所七戸支所は七戸児童相談所と格上げになる。

平成15年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が生活保護単法制となる。

平成16年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が保護課となる。

平成17年 1月 1日 十和田市と十和田湖町が合併し十和田市となる。

平成17年 3月31日 七戸町と天間林村が合併し七戸町となる。東北町と上北町が合併し東北町となる。

平成18年 3月31日 (保健部) 行政改革により三沢庁舎が廃止される。

平成18年 4月 1日 (保健部) 健康増進課が十和田庁舎に配置となる。

平成19年 3月31日 組織改正により上北地方健康福祉こどもセンターが廃止となる。

#### (5) 上北地域県民局 地域健康福祉部

平成19年 4月 1日 組織改正により、上北地域県民局地域健康福祉部が開設され、企画調整室、保健総室、福祉総室、こども相談総室が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地域県民局地域健康福祉部併置となる。

ア 企画調整室は部の庶務事務、企画を担当する。

イ 保健総室は指導予防課、生活衛生課、健康増進課の三課体制となる。

ウ 福祉総室は福祉調整課、保護課の二課体制となる。

エ こども相談総室は二課体制から、障害・地域支援と養護・非行等支援の二グループ制となる。

平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室は廃止、福祉総室とこども相談総室が統合されて、福祉こども総室となる。

ア 部の庶務事務、企画は保健総室指導予防課が担当する。

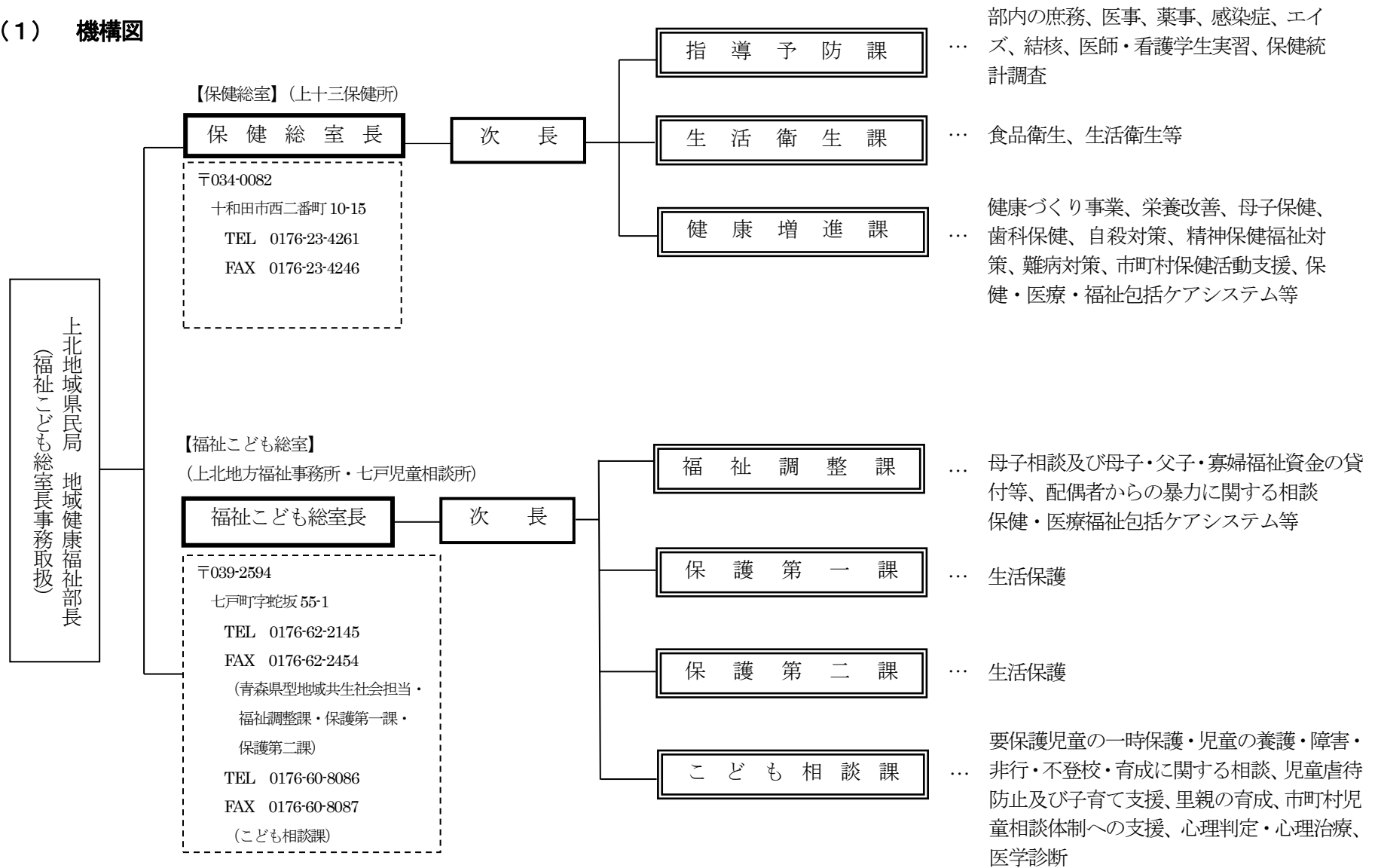
イ 福祉こども総室は福祉調整課、保護課、こども相談課の三課体制となる。

平成26年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課体制となる。

平成30年 4月 1日 組織改正により、福祉子ども総室は青森県型地域共生社会担当、福祉調整課、保護第一課、保護第二課、子ども相談課の四課一担当体制となる。

### 3 機構図と分掌事務

#### (1) 機構図



## (2) 分掌事務

### 保健総室

#### 指導予防課

- 1 部内の庶務に関する事。
- 2 青森県保健医療計画に関する事。
- 3 健康危機管理に関する事。
- 4 感染症予防に関する事。
- 5 結核予防に関する事。
- 6 医療関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 7 薬務関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 8 人口動態、保健統計調査に関する事。
- 9 地域保健関係者研修・医師臨床研修・看護学生研修等に関する事。

#### 生活衛生課

- 1 食品営業関係施設の許認可・登録及び監視指導に関する事。
- 2 食中毒防止、不良食品対策に関する事。
- 3 生活衛生営業施設等の許認可及び検査確認等に関する事。
- 4 特定建築物衛生対策に関する事。
- 5 飲料水の衛生対策に関する事。
- 6 温泉及び化製場等に関する事。

#### 健康増進課

- 1 健康づくり（健康あおもり21・圏域計画）の推進に関する事。
- 2 栄養改善対策の推進に関する事。
- 3 母子保健対策の推進に関する事。
- 4 歯科保健の推進に関する事。
- 5 精神保健福祉対策の推進に関する事。
- 6 難病対策の推進に関する事。
- 7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関する事。
- 8 保健師・栄養士の人材育成に関する事。
- 9 市町村の保健福祉事業への支援に関する事。
- 10 地区組織の育成（食生活改善推進員、保健協力員等）に関する事。

## 福祉こども総室

### 福祉調整課

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- 2 配偶者からの暴力防止に関する事。
- 3 民生委員・児童委員に関する事。
- 4 日本赤十字事業に関する事。
- 5 災害（人的被害、住家・非住家被害、社会福祉施設被害）及び災害に関する部内取りまとめに関する事。

### 保護第一課及び保護第二課

- 1 生活保護に関する事。  
野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

### こども相談課

- 1 児童の養護（虐待を含む）・保健・障害・非行・育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関する事。
- 2 市町村の子ども家庭相談の支援に関する事。
- 3 子ども虐待防止対策事業に関する事。
- 4 心理判定・心理治療に関する事。
- 5 医学診断及び指導に関する事。
- 6 社会福祉統計に関する事。
- 7 里親に関する事。
- 8 里親会の育成指導に関する事。

## (3) 各総室課別・職種別職員数

(令和5年4月1日現在)

内部組織	職 種	医 師	一 般 事 務	児 童 福 祉 司	市 町 村 支 援 児 童 福 祉 司	ケ ー ス ワ ー カ ー	児 童 心 理 司	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	運 転 技 能 員	非 常 勤 職 員	合 計	
部 長			1												1	
保 健 総 室	総 室 長	1													1	
	次 長								1						1	
	指 導 予 防 課	課 長		1												1
		主 幹								1						1
		主 査		2						1	1					4
		主 事		2												2
		技 師								1	2					3
		技 能 技 師												1		1
		非 常 勤 事 務 員													2	2
	小 計	0	5	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	2	14	
	生 活 衛 生 課	課 長							1							1
		主 幹							2							2
		主 査							2							2
		技 師							1			1				2
	小 計	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	0	0	7	
	健 康 増 進 課	課 長									1					1
		主 幹		2								1				3
		主 査									2					2
		主 事		1												1
		技 師									6	1				7
非 常 勤 事 務 員														1	1	
小 計	0	3	0	0	0	0	0	0	9	2	0	0	1	15		
総 室 内 総 数	1	8	0	0	0	0	6	4	12	3	0	1	3	38		
福 祉 こ と も 総 室	総 室 長		(1)												0	
	次 長		1												1	
	福 祉 調 整 課	主 幹		1												1
		主 査		1												1
		主 事		1												1
		婦 人 相 談 員													1	1
		母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員													1	1
		非 常 勤 事 務 員													1	1
	小 計	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	
	保 護 第 一 課	課 長					1									1
		主 幹					1									1
		主 査					1									1
		主 事					7									7
		生 活 保 護 受 給 者 就 労 支 援 相 談 員													1	1
	小 計	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
	保 護 第 二 課	課 長					1									1
		主 幹					1									1
		主 査					1									1
		主 事					7									7
		医 療 扶 助 相 談 ・ 指 導 員													1	1
	小 計	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	11	
	こ と も 相 談 課	課 長			1											1
		主 幹			1											1
		主 幹 専 門 員				(1)										0
		主 査						1			(1)					1
主 事			1	5			2								8	
小 計	0	1	7	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	11		
総 室 内 総 数	0	5	7	0	20	3	0	0	0	0	0	0	5	40		
地 域 健 康 福 祉 部 総 数		1	14	7	0	20	3	6	4	12	3	0	1	8	79	

※( )は兼務

## 4 令和5年度上北地域県民局地域健康福祉部運営方針

### (1) 部組織目標

- (ア) 住民が「健やか力」の向上を目指して健康で長生きし、安心して子どもを産み育てられる地域になるため、市町村等関係機関と連携し、保健・医療・福祉サービスの充実を図る。
- (イ) 管内市町村への適切な支援の推進

### (2) 各総室組織目標及び目標値

#### (保健総室)

##### ア 組織目標

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
- (イ) 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実
- (ウ) 健康づくりの推進
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上

##### イ 取組方針

- (ア) 健康危機管理体制の維持・強化
  - a 健康危機管理体制の維持・強化
  - b 結核などの感染症対策における地域連携の推進
  - c 医療安全対策の推進  
薬事監視率 3年に1回全施設監視又は全施設の40%以上
- (イ) 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実
  - a 在宅医療・介護連携推進事業の実施
  - b 難病患者地域支援対策推進事業の実施
- (ウ) 健康づくりの推進
  - a 自殺予防対策の実施
  - b 空気クリーン施設の増加  
新規認証件数15件（うち飲食店4件）
  - c 肥満度測定未実施の保育所・幼稚園の給食施設に対し、肥満度測定を働きかける
  - d 糖尿病重症化予防対策研修会を開催する
- (エ) 食品衛生及び生活衛生水準の維持向上
  - a 食品衛生監視指導計画に基づく立ち入り検査の確実な実施
  - b 生活衛生関係施設について、3年に1回全施設を監視
  - c 食品衛生及び生活衛生に係る知識向上のための事業を実施

## (福祉こども総室)

### ア 組織目標

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
- (イ) 「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取組の強化
- (ウ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
- (エ) 児童相談業務における実施体制の強化
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化

### イ 取組方針

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供  
標準処理期間の設定があるものはその期間内、また設定が無い場合でも速やかに各種申請や届出等に対応する。
- (イ) 「青森県型地域共生社会」の実現に向けた取り組みの強化  
県庁担当者、ゼロSCと協力の上、圏域内の市町村等に対する併走支援1カ所以上
- (ウ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施  
生活保護申請については、申請受理後3日以内に法第29条による資産調査及び1週間以内に初回面接を100%実施し、速やかに処理をする。  
保護変更申請については、受理後1週間以内に調査を100%実施する。
- (エ) 児童相談業務における実施体制の強化  
虐待通告における48時間以内の児童の安全確認 100%  
虐待通告 受理会議即日か翌日開催、虐待相談以外の相談受理1週間以内開催100%  
里親委託率 前年度以上（前年度 32.1%）
- (オ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化  
収入未済対策会議を定期的に開催し、滞納者個々の滞納原因を把握の上、納入指導方法等の検討により納入指導を実施し、母子父子寡婦福祉資金償還金等の収入未済の解消を図る。
  - 福祉事務所
    - ・生活保護法63条、78条の現年度新規調定分及び現年度新規返納分  
完納又は一部納入件数の割合 前年度（R5.3.31現在：92.99%）以上
    - ・母子父子寡婦福祉資金の償還率 前年度（R5.3.31現在：63.39%）以上
  - 児童相談所
    - ・児童福祉施設入所等費用の滞納金収納率 前年度（R5.3.31現在：13.23%）以上



## 5 令和5年度 健康相談等日程表

(保健給室)

場所	種類	対象 (内容)	受付時間	実施曜日	5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	2月	3月
上	結核診査協議会	結核患者の就業制限及び医療費公費負担申請書の審議	15:30~16:30	第2水	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	13
				第4水	26	24	28	26	23	27	25	22	27	24	28	27
十	結核接触者健診	結核患者接触者	9:00~11:00	火	-	9	※7	4	※2	5	10	14	-	9	13	5
					18	23	20	18	15	19	-	※29	19	※24	20	12
三	HIV(エイズ)に関する相談	希望者	13:30~14:30	第1火	-	※9	※7	4	※2	5	※10	※14	-	※9	※13	5
				第3火	18	※23	20	18	15	19	-	※29	19	※24	20	※12
保	B型及びC型肝炎検査	県内市町村に住所を有し、過去に検査を受けたことがない希望者	13:00~13:30	第1火	-	※9	※7	4	※2	5	※10	※14	-	※9	※13	5
				第3火	18	※23	20	18	15	19	-	※29	19	※24	20	※12
健	療育相談	発達が心配な乳幼児	9:00~11:30	第4水	26	24	28	26	23	27	※11	※29	※13	24	28	※13
所	女性健康相談	思春期から更年期に至る女性	随時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精神保健福祉相談	精神・神経・飲酒等の相談	13:00~14:00	第3水	19	17	21	19	16	20	18	15	20	17	21	※13

1 ※印は、「実施日」が祝祭日である等の事情により、「実施曜日」以外の日になっている。

2 HIV(エイズ)、B型及びC型肝炎検査、療育相談、精神保健関係の相談は要予約。

## 第2 各総室の事業概要

### 保健総室 ＜上十三保健所＞

#### I 指導予防課関係業務

# 1 医務関係

通常、管内の全病院をはじめ診療所、施術所等に対し、「医療従事者の勤務実態の状況」、「医療に係る安全管理のための体制整備状況」などについて重点的に監視・指導を実施している。

## (1) 医務関係施設数

(令和5年3月31日現在)

市町村名		総	十	三	野	七	六	横	東	六
区分		数	和	沢	辺	戸	戸	浜	北	ヶ
			田	市	地	町	町	町	町	所
			市	市	町	町	町	町	町	村
病院		11	5	3	1	1	0	0	1	0
病床数	病床数	1,793	978	444	151	110			110	
	一般	938	435	220	120	110			53	
	精神	679	539	140						
	結核	0								
	感染症	4	4							
	療養	172		84	31				57	
診療所		99	45	20	4	6	5	2	9	8
病床数	無床	85	39	19	2	5	3	2	8	7
	有床	14	6	1	2	1	2		1	1
	一般	167	67	3	21	16	28		13	19
	療養	3				3				
歯科診療所		57	21	14	8	4	3	1	5	1
助産所		3	2	1						
施術所		145	71	22	14	10	7	3	15	3
歯科技工所		23	10	6	2	1	2	1	1	
衛生検査所		0								
介護老人保健施設		9	4	1	2	1				1
介護医療院		0								

※介護老人保健施設数及び介護医療院数は令和4年度青森県健康福祉関係施設名簿から計上。

(2) 医師・歯科医師・薬剤師数

(人)

区分	青森県	上十三地域	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
医師	2,773	230	121	60	18	15	4	1	7	4
歯科医師	735	86	28	25	9	6	5	2	8	3
薬剤師	2,345	223	117	53	11	21	6	2	9	4

※令和2年青森県保健統計年報より

(3) 医療監視の状況

年度	4		3		2		元	
	対象 施設数	実施数 実施率%	対象 施設数	実施数 実施率%	対象 施設数	実施数 実施率%	対象 施設数	実施数 実施率%
病院	11	0※	11	0※	12	0※	12	12
		0.0		0.0		0.0		100.0
一般診療所	99	2	102	7	96	12	98	28
		2.0		6.7		12.5		28.6
歯科診療所	57	0	57	2	59	9	58	24
		0.0		3.5		15.3		41.4
助産所	3	0	3	0	3	0	3	1
		0.0		0.0		0.0		33.3
施術所	145	5	148	9	150	11	153	7
		3.4		6.1		7.3		4.6

※令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、全施設に対し書面検査を実施。

#### (4) 救急医療機関の状況

「救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令）」に基づいて、医療機関の申し出を受けて知事が救急病院、救急診療所として指定している。現在、次の5施設が指定を受けている。

(令和4年3月31日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号
1	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121
2	十和田第一病院	十和田市東三番町10-70	0176-22-5511
3	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口164-65	0176-53-2161
4	公立野辺地病院	上北郡野辺地町字鳴沢9-12	0175-64-3211
5	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内98-1	0176-62-2105

#### (5) 医療安全対策・院内感染対策研修会

令和4年度開催実績なし

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、中止した。

## 2 薬事関係

薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業について、「有資格者による実務管理」、「薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置」、「販売方法」などについて重点的に監視・指導を実施した。

### (1) 薬事関係施設数

(令和5年3月31日現在)

区分	市町村名	総数	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
製造業		12	7	4						1
	医薬品	1		1						
	医薬部外品	1		1						
	化粧品	1	1							
	薬局製剤									
	医療機器	2	1							1
薬局		63	29	14	5	6	2	1	5	1
卸売販売業		11	7	2	1					1
	一般	2	2							
	小規模	1								
	特定品目	8	5	1	1					1
	サンプル	1								
店舗販売業		58	24	14	4	6	2		5	3
配置販売業		6	1	1	1				3	
配置従事者		11	2	3	1				5	
高度管理医療機器等		72	38	15	6	4	1		3	5
	販売業	45	23	11	3	4	1		1	2
	貸与業									
	販売貸与業	27	15	4	3				2	3
管理医療機器等 (みなし販売業等を除く)		414	164	80	36	41	26	10	39	18
	販売業	391	157	77	33	39	23	10	35	17
	貸与業	2	1	1						
	販売貸与業	21	6	2	3	2	3		4	1
医療機器修理業		4	4							
毒物劇物		135	62	19	6	11	11	2	11	13
	製造業	2		1						1
	輸入業	1								1
	販売業	132	62	18	6	11	11	2	11	11
	一般	53	26	11	2	1	3		1	9
	農業用品目	75	32	7	4	10	8	2	10	2
	特定品目	4	4							
麻薬取扱施設		120	57	28	9	8	4	3	7	4

(2) 薬事監視の状況

(令和5年3月31日時点)

年 度		4		3		2		元	
区 分	対 象 施設数	実 施 数	対 象 施設数	実 施 数	対 象 施設数	実 施 数	対 象 施設数	実 施 数	
		実 施 率 (%)		実 施 率 (%)		実 施 率 (%)		実 施 率 (%)	
製造業	医薬品	1	0	0	0	1	0	1	0
	薬局製剤	6	0	5	0	5	7	6	0
輸入 販売業	医薬品	0	0	0	0	0	0	0	0
薬局		63	34	63	21	64	42	65	43
			54.0		33.3		65.6		66.2
医薬品 販売業	卸売	11	8	11	3	11	5	11	8
			72.7		27.3		45.5		72.7
	旧薬種商	0	0	0	0	0	0	0	0
			0		0		0		0
	店舗	58	8	56	27	51	7	50	20
			13.8		48.2		13.7		40.0
	配置	6	0	6	0	7	0	6	0
			0		0		0		0
高度管理医療機器 ・管理医療機器販売業等		486	34	485	48	466	31	473	31
			7.0		9.9		6.7		6.6
毒物劇 物	製造業	2	0	0	0	2	0	2	0
			0		0		0		0
	販売業	132	38	136	16	136	21	133	48
			28.8		11.7		15.4		36.1
麻薬取扱施設		120	62	118	36	121	56	122	81
			51.2		30.5		46.3		66.4

(3) 薬物乱用防止活動

関係機関及び青森県薬物乱用防止指導員等の協力を得ながら、不正大麻・けしの除去に努めた。

また、各種会合等を利用した薬物乱用防止啓発活動や学校での薬物乱用防止教室への協力を行った。

ア 不正大麻・けしの除去本数

(ア) 大麻除去本数

年度	4	3	2	元
管内 (本数/箇所数)	7,670/6	572/11	1,150/7	6,766/9
県 (本数/箇所数)	47,417/70	48,239/85	50,173/94	60,450/88

(イ) けし除去本数

年度	4	3	2	元
管内 (本数/箇所数)	928/18	1,364/25	3,761/41	2,647/34
県 (本数/箇所数)	2,895/48	10,442/114	9,401/101	4,927/72

イ 講習会等の啓発活動

事業名	開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	備考 (講師等)
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び国連支援募金	令和4年6月20日～7月19日	管内の薬局・薬店等の協力店舗	住民等		ポスター掲示募金箱設置
薬物乱用防止指導員 上十三地区協議会	令和4年6月9日 書類送付	新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ 書面開催	上十三地区薬物乱用防止指導員	37名	
薬物乱用防止指導員による各種会合を利用した啓発及び産業祭りなどのイベントを利用した啓発	随時	各地	住民等	多数	町内会等

(4) 献血状況

献血の推進のため、管内市町村関係機関等の協力を得て、地域住民に献血思想の普及啓発を図り、献血者の確保に努めた。

	令和4年度献血実績			令和4年度 目標量 (全血献血) (L)	令和4年度 目標達成率 (全血献血) (%)
	全血献血		確保量 (全血献血) (L)		
	200ml(人)	400ml(人)			
十和田市	37	1451	578.8	609	96.5
三沢市	8	884	355.2	452.4	78.5
野辺地町	2	161	64.8	104.4	62.1
七戸町	0	248	99.2	139.2	71.3
六戸町	5	98	40.2	69.6	57.8
横浜町	0	70	28	34.8	80.5
東北町	4	242	97.6	139.2	70.1
六ヶ所村	3	213	85.8	417.6	20.5
管内計	59	3367	1349.6	1966.2	68.6
青森県	731	18160	7410.2	9918	74.7

※当所管内には献血ルームがないため、献血バスの実績を報告しています。



### 3 感染症関係

#### (1) エイズ予防関係

保健所に相談窓口を開設し、エイズ及び感染症のまん延防止を図るため、無料・匿名での血液検査を月2回実施している。なお、平成28年6月から即日検査を導入している。

相談・検査状況

※結果告知のみは相談件数に計上しない

年次	採血件数		相談件数		相談方法			
	男	女	男	女	電話		来所	
					男	女	男	女
元	25	19	0	0	0	0	0	0
2	20	12	1	0	1	0	0	0
3	17	15	4	1	4	1	0	0
4	18	10	0	0	0	0	0	0

#### (2) ウイルス性肝炎

ア 相談

保健所に相談窓口を開設し、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療を図り肝硬変や肝がん等への進行を予防することを目的として実施している。

年次	採血件数				相談件数		相談方法			
	HBs		HCV		男	女	電話		来所	
	男	女	男	女			男	女	男	女
元	4	3	3	2	2	1	2	1	0	0
2	5	6	5	6	1	3	1	2	0	1
3	6	5	6	4	0	1	0	1	0	0
4	1	5	1	5	2	0	2	0	0	0

イ 肝炎治療医療費助成申請受理件数

申請内容	インターフェロンフリー治療				核酸アナログ製剤治療								インターフェロン治療(うち延長)			
					新規				更新							
年度	4	3	2	元	4	3	2	元	4	3	2	元	4	3	2	元
十和田市	5	4	6	3	4	3	3	2	29	30		27				
三沢市	4	5	8	8	3	3		1	15	12		12				
野辺地町		2	2		1		1		4	6		3				
七戸町		2	3	3		2	1	1	7	7		5				
六戸町		2	1	3			1		2	4		3				
横浜町				1		1			2							
東北町		1	2	3	2	3	3	1	14	14		12				
六ヶ所村	1	1	2	1	1	1	1	1	5	6		6				
管外									4	4		5				
	10	17	24	22	11	13	10	6	82	83	0	73	0	0	0	0

### (3) 感染症発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、義務付けられている医師からの届出は以下のとおりであった。届出があった場合には、感染源や感染経路の調査、感染予防のための指導を実施した。

(全数把握感染症年次別状況)

区分		年次				
		4	3	2	元	30
二類	結核（潜在性結核感染症含む）	14	27	22	23	32
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4	5	9	9	7
四類	つつが虫病	1	2	2	2	1
	レジオネラ症	2		3	2	1
五類	アメーバ赤痢	1			2	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		3	6	2	2
	クリプトスポリジウム症				1	9
	クロイツフェルト・ヤコブ病					1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症				1	3
	後天性免疫不全症候群	1				
	侵襲性インフルエンザ菌感染症			1		1
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	1	3	
	水痘（入院例）	1	1			
	梅毒	5	3		1	2
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症				1	
	百日咳（※2）			1	10	1
	急性弛緩性麻痺（※1）					1
播種性クリプトコックス症		1				

※1 平成30年5月より全数把握対象疾患

※2 平成30年1月より全数把握対象疾患

### (4) 感染症予防普及啓発活動

感染症の発生情報や標準予防策、発生時の対応についての知識を普及することにより、感染症の発生を予防し、まん延を防ぐことを目的として実施した。

実施日時 会場	対象者・参加人数	方法	内 容
令和4年10月13～14日 上十三保健所	所内職員	講義 実技	「患者搬送業務と个人防护具の着用、施設での感染対策とゾーニング」 講師： 上十三保健所 指導予防課 感染症対策担当

## (5) 感染症発生動向調査

県では、感染症の発生動向を調査するために指定届出機関として患者定点を選定し、定期的に報告を受けている。

ア 週報 管内の定点医療機関（内科3、小児科6、眼科2、基幹1）からの報告

疾患名	報告件数			
	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
インフルエンザ	30	4	1,226	4,292
RSウイルス感染症	46	176	4	100
咽頭結膜熱	6	6	14	26
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	6	33	238	730
感染性胃腸炎	556	693	729	895
水痘	21	16	40	53
手足口病	384	178	33	832
伝染性紅斑	21	1	18	455
突発性発しん	84	115	96	116
ヘルパンギーナ	25	8	4	93
流行性耳下腺炎	12	16	9	69
急性出血性結膜炎	0	1	0	0
流行性角結膜炎	10	2	3	6
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	1	42
クラミジア肺炎	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	1	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0

イ 月報 管内の定点医療機関（性感染症2、基幹1）からの報告

・性感染症発生状況

疾患名	報告件数			
	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
性器クラミジア感染症	93	82	69	59
性器ヘルペスウイルス感染症	29	21	27	30
尖圭コンジローマ	4	5	16	7
淋菌感染症	13	11	7	6

(各年1月～12月)

・薬剤耐性菌発生状況

疾患名	報告件数			
	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1	4	4	12
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	24	20	23	14
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0

(各年1月～12月)

## 4 結核予防関係

### (1) 結核患者登録状況

#### ア 新登録患者数、年齢階級・市町村別

(令和4年)

年齢階級	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	計
	市町村										
十和田市					1				1	2 (3)	4 (3)
三沢市					1				1	(1)	2 (1)
野辺地町											
七戸町											
六戸町											
横浜町											
東北町										1 (1)	1 (1)
六ヶ所村								1			1
計					2			1	2	3 (5)	8 (5)

(潜在性結核感染症は ( ) 内に別掲)

#### イ 新登録患者数、活動性分類別、市町村別

(令和4年)

活動性分類	活動性結核								潜在性結核感染症 (別掲)
	総数	性別		肺結核活動性				肺外結核活動性	
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
				初回治療	再治療				
市町村									
十和田市	4	3	1	2	0	1	0	1	3
三沢市	2	1	1	0	0	1	1	0	1
野辺地町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
七戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六戸町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	1	1	0	1	0	0	0	0	1
六ヶ所村	1	0	1	1	0	0	0	0	0
計	8	5	3	4	0	2	1	1	5

ウ 年末現在登録者数、年齢階級・市町村別

(令和4年末現在)

年齢階級 市町村	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	計
	十和田市					1	1	1		1	9 (1)
三沢市					1	1	1	1	1	2	7
野辺地町										3 (1)	3 (1)
七戸町						1				3	4
六戸町										1	1
横浜町					1						1
東北町										4 (1)	4 (1)
六ヶ所村									1		1
計					3	3	2	1	3	22 (3)	34 (3)

(潜在性結核感染症は ( ) 内に別掲)

エ 年末現在登録者数、活動性分類別、市町村別

(令和4年末現在)

	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)	
		男	女	肺結核活動性				肺外結核活動性			治療中	観察中
				登録時 喀痰塗抹陽性		登録時 その他の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 その他					
				初回 治療	再治療							
十和田市	13	10	3	3	0	5	0	5	0	0	1	0
三沢市	7	2	5	1	0	2	0	4	0	0	0	0
野辺地町	3	0	3	0	0	1	0	2	0	0	0	1
七戸町	4	3	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0
六戸町	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜町	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
東北町	4	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	0
六ヶ所村	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	34	16	18	12	0	10	0	12	11	15	2	1

(2) 結核健康診断及び精密検診実施状況

(令和4年度)

	結核健康診断 接触者健診		精密検診
	家族	その他	
	ツベルクリン反応検査	0	
I G R A 検査	12	23 (1)	0
胸部X線検査	8	85 (40)	14 (6)
潜在性結核感染症	1	0	-
結核	0	0	-

注 ( ) 内は、医療機関等に委託して実施した件数の再掲

(3) 結核診査協議会の診査状況

年	区分	感染症法 第37条関係	感染症法 第37条の2関係	計
令和4年		21件	20件	41件
令和3年		21件	32件	53件
令和2年		23件	26件	49件
令和元年		25件	34件	59件

(4) 訪問指導状況等

ア 訪問指導は新規届出患者を優先（訪問DOTS含む）し、訪問件数は実数で11件、延べ18件

イ 連絡確認DOTSの件数は実数3件、延べ12件

ウ 外来DOTS（来所・薬局）の件数は実数7件、延べ23件

※DOTS:直接監視下短期化学療法 (Directly Observed Treatment Short course)

(5) 結核対策事業実施状況

結核の正しい知識の普及啓発を行った。

事業名	回数	開催年月日	開催場所	対象者・ 参加人数	内容
結核予防週間 での普及啓発	1回	令和4年9月24日～ 9月30日	上十三保健所 十和田合同庁舎	地域住民等	結核に関するパンフ レットの配布・ポスタ ー掲示

## 5 会議関係

### (1) 上十三地域保健医療推進協議会

地域保健医療推進協議会は、青森県保健医療計画に基づき、地域における保健医療活動を効果的に推進するために、二次保健医療圏ごとに設置されている。

#### ア 開催実績

令和4年度は、資料送付による書面開催で行った。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ対面開催は中止とした。

#### イ 委員名簿（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

##### (ア) 上十三地域保健医療推進協議会

所属団体名	役職名	氏名
一般社団法人上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
一般社団法人青森県薬剤師会上十三支部	支部長	河原木 智
高松病院	院長	高松 幸生
十和田市立中央病院	院長	高橋 道長
三沢市立三沢病院	院長	斎藤 聡
公立野辺地病院	院長	中島 道子
公立七戸病院	院長	小野 正人
公益社団法人青森県看護協会上十三支部	第一副支部長	中村 登代子
公益社団法人青森県栄養士会上十三地区会	運営委員長	白山 八千代
社会福祉法人十和田市社会福祉協議会	事務局長	平舘 雅子
十和田市	健康増進課長	工藤 博明
六戸町	福祉課長	吉田 英輔
北部上北広域事務組合消防本部	警防課長	井上 輝昭

(イ) 保健対策部会

所属団体名	役職名	氏名
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
公益社団法人青森県栄養士会上十三地区会	運営委員長	白山 八千代
十和田・三沢地域産業保健センター	保健師	山田 眞智子
上十三保健所管内保健協力員連絡会	会長	千葉 和子
上十三保健所管内食生活改善推進員連絡協議会	会長	遼駅 和子
上北地方養護教員会	会長	田中 直美
一般社団法人上北労働基準協会	総務課長	沢目 貴臣
十和田市	健康増進課長	工藤 博明
六戸町	福祉課長	吉田 英輔
十和田食品衛生協会	会長	福田 賢司



## (2) 上十三保健所感染症診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条の規定に基づき、第18条（就業制限）、第19条（入院の勧告・措置時の報告）、第20条（入院期間の延長）に関する事項を審議するために設置している

氏名	所属団体名	役職名	任期
杉田 純一	十和田市立中央病院	小児科診療科長	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
泉山 伸	泉山内科	院長	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
鈴木 陽大	いずみ法律事務所	弁護士	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日

## (3) 上十三保健所結核診査協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第24条の規定に基づき、第18条（就業制限）、第19条（入院の勧告・措置時の報告）、第20条（入院期間の延長）及び第37条の2（結核医療費適正公費負担の申請）に関する事項を審議するために設置している。

氏名	所属団体名	役職名	任期
川村 邦明	かわむらクリニック	院長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
小山 滋豊	十和田市立中央病院	診療部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日
鈴木 陽大	いずみ法律事務所	弁護士	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日

## (4) 上十三地域新型インフルエンザ対策協議会

地域における新型インフルエンザにかかる医療提供体制の構築、及び新型インフルエンザ対策の充実を図るために設置している。

令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により開催実績なし

ア 委員名簿（任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日）

所属団体名		役職名	氏名
一般社団法人上十三医師会		会長	小嶋 泰彦
十和田市立中央病院		副院長	杉田 純一
三沢市立三沢病院		院長	斎藤 聡
公立野辺地病院		院長	小堀 宏康
公立七戸病院		院長	小野 正人
六ヶ所村地域家庭医療センター		副センター長	船越 樹
青森県薬剤師会上十三支部		支部長	河原木 智
青森県看護協会上十三支部		第一副支部長	中村 登代子
十和田地域広域事務組合消防本部		消防長	寺地 充宏
三沢市消防本部		消防長	浅野 一雄
北部上北広域事務組合消防本部		消防長	鷹架 幸美
中部上北広域事業組合消防本部		消防長	蛭名 博之
十和田警察署		署長	中村 隆
三沢警察署		警備課長	三上 聡
野辺地警察署		警備課長	岩谷 泰幸
七戸警察署		署長	佐藤 文徳
十和田市	健康増進課	課長	工藤 博明
三沢市	市民生活部	保健師	坂本 美帆
野辺地町	健康づくり課	課長	木明 修
七戸町	健康福祉課	課長	井上 健
六戸町	福祉課	課長	吉田 英輔
横浜町	健康みらい課	課長	畑中 晴美
東北町	保健衛生課	課長	瀬川 司
六ヶ所村	健康課	課長	小川 良子

## (5) 上十三地域災害医療対策協議会

地域災害医療対策協議会は、災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するために、二次保健医療圏ごとに設置されている。平成27年度新規設置。

### ア 開催実績

令和4年度開催実績なし（新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえての措置）。

### イ 委員名簿（任期：令和4年3月1日～令和6年2月29日）

(ア) 上十三地域災害医療対策協議会委員

(令和5年3月31日現在)

所 属	役 職	氏 名
上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
青森県薬剤師会上十三支部	支部長	河原木 智
青森県看護協会上十三支部	第二副支部長	甲地 泰子
十和田市立中央病院	病院長	高橋 道長
三沢市立三沢病院	病院長	斎藤 聡
公立野辺地病院	病院長	小堀 宏康
公立七戸病院	病院長	小野 正人
十和田第一病院	理事長	佐々木 一葉
十和田地域広域事務組合消防本部	警防課長	滝澤 文隆
三沢市消防本部	警防課長	馬場 吉運
北部上北広域事務組合消防本部	警防課長	井上 輝明
中部上北広域事業組合消防本部	警防課長	高田 秋悦
十和田警察署	警備課長	米谷 一馬
三沢警察署	警備課長	三上 聡
野辺地警察署	警備課長	岩谷 泰幸
七戸警察署	警備課長	吹田 和文
十和田市	健康増進課長	工藤 博明
三沢市	健康推進課長	種市 剛大
野辺地町	健康づくり課長	木明 修
七戸町	保健福祉課長	井上 健
横浜町	健康みらい課長	畑中 晴美
東北町	保健衛生課長	瀬川 司
六ヶ所村	健康課長	小川 良子
上十三医師会	副会長	鈴木 吾朗
上十三医師会	副会長	戸館 雅大
十和田市立中央病院	外科診療部長	藪内 伸一

### (イ) 上十三地域災害医療コーディネーター

所 属	役 職	氏 名
上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
上十三医師会	副会長	鈴木 吾朗
上十三医師会	副会長	戸館 雅大
十和田市立中央病院	外科診療部長	藪内 伸一

## 6 実習・関係者研修

### (1) 医師臨床研修

医師臨床研修が制度化されたことにより、当部保健総室において平成17年度から地域保健研修を実施している。地域における保健・医療・福祉の包括的提供体制を理解し、公衆衛生活動における役割、連携等について理解を深めることを目的としている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、受入れは中止となった。

<実施状況>

年度	区分	十和田市立中央病院		防衛医科大学校病院 (自衛隊三沢病院)	
		実人員	延べ研修日数	実人員	延べ研修日数
30		1人	5人日	6人	30人日
元		6人	30人日	4人	20人日
2		0人	0人日	0人	0人日
3		4人	20人日	1人	5人日
4		0人	0人日	0人	0人日

### (2) 地域公衆衛生看護実習

地域看護活動の実際を理解すると共に、活動の展開に必要な基礎知識、技術並びに態度を習得させることを目的に実施している。実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため当所での実施を見送った。

## 7 新型コロナウイルス感染症対策

### (1) 保健医療現地調整本部の設置

保健所長を本部長として、保健所内に「上北地域保健医療現地調整本部」を設置し、患者の発生に対応する体制を整備しました。

### (2) 受診・相談センターの運営

24時間の電話相談対応。

### (3) 陽性者等の対応

管内陽性者に対し、疫学調査等を実施しました。

### (4) 住民、関係機関への感染対策、予防等の啓発

必要に応じ、陽性者が発生した施設、職場等の現地調査、感染対策指導を実施しました。

## II 生活衛生課關係業務

# 1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発のため、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会を実施した。なお、令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の変更及び営業届出業種の設定がなされた。

## (1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況 (令和5年3月31日現在)

### a. 旧食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	行政処分					
		継続	新規			営業許可取消	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	廃棄命令	その他
飲食店営業	食堂・レストラン	519		98	59						
	仕出・弁当	58		7	18						
	旅館	76		11	11						
	その他	875		177	83						
	臨時	271		133	38						
菓子製造業	275			38	72						
乳処理業	1				2						
特別牛乳搾取処理業											
乳製品製造業	2				3						
集乳業	1										
魚介類販売業	114			8	70						
魚介類販売業(臨時)	9			3							
魚介類せり売営業	6				4						
魚肉ねり製品製造業	3				2						
食品の冷凍又は冷蔵業	25			3	22						
缶詰又は瓶詰食品製造業	30			1	21						
喫茶店営業	15			1	6						
あん類製造業	4				12						
アイスクリーム類製造業	49			10	20						
食肉処理業	20			1	23						
食肉販売業	99			12	38						
食肉販売業(臨時)											
食肉製品製造業	5				14						
乳酸菌飲料製造業											
食用油脂製造業	2			1	1						
マーガリン又はショートニング製造業											
みそ製造業	19			4	3						
醤油製造業	2				1						
ソース類製造業	27			3	9						
酒類製造業	4				1						
豆腐製造業	13				3						
納豆製造業	4			2	2						
めん類製造業	24			2	7						
そうざい製造業	141			16	53						
添加物製造業	2				2						
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業	19			3	9						
氷雪製造業	6				1						
合計	2,720	0	0	534	610	0	0	0	0	0	0
令和3年度	3,254	46	58	1,164	717	0	0	0	0	0	0
令和2年度	4,795	409	308	423	1,512	0	0	0	0	0	0

b. 改正食品衛生法に基づく営業許可業種

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視 指導 件数	行政処分					
		継続	新規			営業 許可 取消	営業 禁止 命令	営業 停止 命令	改善 命令	廃棄 命令	その他
飲食店営業	食堂・レストラン	154	98	4	113						
	仕出・弁当	9	7		9						
	旅館	21	10		14						
	その他	319	188	10	188						
	臨時	164	87		16						
調理の機能を有する自動販売機											
食肉販売業	19		10		15						
魚介類販売業	12		6		12						
魚介類販売業（臨時）	8		3								
魚介類競り売営業											
集乳業											
乳処理業											
特別牛乳搾取処理業											
食肉処理業	8		6		8						
食品の放射線照射業											
菓子製造業	61		36	1	46						
アイスクリーム類製造業	2		1		1						
乳製品製造業	1				1						
清涼飲料水製造業	6		3		5						
食肉製品製造業	2		1		1						
水産製品製造業	13		6		13						
氷雪製造業											
液卵製造業											
食用油脂製造業	1		1		1						
みそ又はしょうゆ製造業	6		5		5						
酒類製造業	2		1		3						
豆腐製造業	1				1						
納豆製造業	3		3		3						
麺類製造業	4		2		2						
そうざい製造業	24		11		16						
複合型そうざい製造業											
冷凍食品製造業	6		4		6						
複合型冷凍食品製造業											
漬物製造業	30		19	1	20						
密封包装食品製造業	21		10		13						
食品の小分け業											
添加物製造業											
合計	897	0	518	16	512	0	0	0	0	0	0
令和3年度	395	0	402	7	350	0	0	0	0	0	0
令和2年度											

## (2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

(令和5年3月31日現在)

業種別	営業 施設数	監視 施設数	処 分 件 数			
			営業 許可 取消	営業 禁止 命令	廃棄 命令	その他
魚介類販売業（届出）	101	14				
食肉販売業（届出）	163	20				
乳類販売業	293	49				
氷雪販売業	3					
コップ式自動販売機（届出）	76	4				
弁当販売業	3					
野菜果物販売業	42	19				
米穀類販売業	12	1				
通信販売・訪問販売による販売業						
コンビニエンスストア	87	18				
百貨店・総合スーパー	33	25				
自動販売機による販売業（届出）	77	5				
その他の食料・飲料販売業	140	30				
添加物製造・加工業（届出）						
いわゆる健康食品の製造・加工業						
コーヒー製造・加工業（届出）	4					
農産保存食料品製造・加工業	82	8				
調味料製造・加工業	14	6				
糖類製造・加工業						
精穀・製粉業	6					
製茶業						
海藻製造・加工業	1	2				
卵選別包装業	5	1				
その他の食料品製造・加工業	49	10				
行商	9					
集団給食施設	学校	3	2			
	病院・診療所	5				
	事業所	1	1			
	社会福祉施設等	62	6			
	その他	71	27			
器具、容器包装の製造・加工業（届出）	1					
露店、仮設店舗等における飲食の提供 （営業以外）						
その他	4	2				
合計	1,347	250				



### (3) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設及び集団給食施設、公衆衛生上特に重要な食品製造施設等を対象として重点的に監視指導を実施した。

- ア 大規模調理施設等：仕出し・弁当・旅館＝延べ32件の実施
- イ 給食施設：学校・病院等・事業所・保育所・社会福祉施設等＝延べ36件の実施
- ウ 公衆衛生上特に重要な食品製造施設＝延べ56件の実施

### (4) 産直施設等に対する個別対策監視指導

道の駅等の産直施設や観光地における食品の安全性確保のため、販売される食品の適正表示、毒きのこに対する注意喚起等の監視指導を実施した。

### (5) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏まえ、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行った。

- ア 夏期一斉取締りにおいて、4件の収去検査、許可を要する営業施設121件及び届出を要する営業施設11件の監視指導を行った。
- イ 年末一斉取締りにおいて、7件の収去検査、許可を要する営業施設118件及び届出を要する営業施設46件の監視指導を行った。

### (6) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、検査結果に基づき必要な指導を行った。

- ア 微生物学的検査：細菌検査等13検体について実施
- イ 理化学的検査：食品添加物、アレルギー物質、残留農薬等38検体について実施

### (7) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等10件について、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、消費者等からの苦情に関する調査は20件あり、営業者等に対して指導を行った。

区分 年度	不良食品発見件数	消費者の届出	保健所の発見	他機関の発見	発見場所		不良理由						行政措置の状況						
					県内	県外	表示違反	規格基準			カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品 ・廃棄	営業停止	設備改善	類末書	文書・口頭指導	他保健所に移送	その他
								細菌	化学	その他									
R4年度計	15	11	1	3	11	4	5		1	1	5	3				1	12	1	1
R3年度計	7	5		2	6	1	1				3	3					5	2	
R2年度計	8	6	2		3	5					4	4					5	3	

### (8) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した際には、調査及び指導を行い、被害拡大防止に努めた。

年	発生件数	患者数 (人)	死者(人) (再掲)	病因物質				
				細菌	ウイルス	自然毒	化学物質	不明
R 4	1	4	0	1				
R 3	1	1	0			1		
R 2	0	0	0					

※他に有症苦情1件、他自治体からの食中毒(疑)依頼調査を2件実施した。

### (9) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施した。

区分	年度	R 4		R 3		R 2	
		回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者		1	854	1	57	1	56
農林水産加工関係者		1	11	2	51	2	35
食品関係業者		3	19	8	200	2	55
食品衛生責任者		15	360	17	414	14	385
一般消費者		1	10	0	0	0	0
その他		0	0	2	16	1	6
合計		21	1,254	30	738	20	537

※R 4は、給食施設従事者を対象とした講習会は動画配信で実施し、再生回数を受講者数として計上した。

### (10) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保するため指導を行った。

化製場法第8条施設：三沢市（ペットフード製造1施設）

## 2 生活衛生関係

### (1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場について、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行った。

ア 許可(確認)等の状況 (令和5年3月31日現在)

施設区分 許可等・年度	理容所	美容所	クリー ニング所 (取次所 再掲)	旅 館			公衆浴場		興 行 場	
				旅館・ホテル	簡易 宿所	下 宿	一 般	その他		
許可 (確認)	4	3	20	6(6)	2	5	0	0	2	0
	3	5	16	2(2)	1	0	1	1	3	0
	2	2	11	1(0)	6	2	0	1	1	0
廃止	4	15	20	16(13)	7	5	0	0	1	0
	3	7	16	5(4)	3	9	1	1	2	0
	2	15	12	8(4)	7	4	0	1	2	0

イ 市町村別営業施設数 (令和5年3月31日現在)

施設区分 市町村	理容所	美容所	クリー ニング所 (取次所 再掲)	旅 館			公衆浴場		興 行 場
				旅館・ホテル	簡易 宿所	下 宿	一 般	その他	
十和田市	107	142	38(16)	52	44	2	12	7	3
三沢市	59	115	19(11)	21	16	0	12	1	0
野辺地町	21	36	3(2)	9	1	0	3	0	0
七戸町	25	46	5(3)	4	16	0	9	1	0
六戸町	13	15	5(2)	8	1	0	5	1	1
横浜町	8	11	1(0)	3	3	0	1	1	0
東北町	23	34	7(1)	12	3	0	12	0	0
六ヶ所村	13	25	3(1)	13	0	0	4	2	0
計	269	424	81(36)	122	84	2	58	13	4
3年度	281	424	91(43)	127	84	2	58	12	4
2年度	283	424	94(45)	129	93	2	58	11	4

ウ 監視指導の状況

(令和5年3月31日現在)

施設区分 年度	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館			公衆浴場		興行場
				旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一般	その他	
4	114	159	34(11)	41	20	0	39	7	1
3	68	109	21(11)	63	37	4	25	7	0
2	57	70	43(29)	41	13	0	37	8	0

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、旅館業及び公衆浴場業等の施設 63 件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 水道及び飲料水関係監視指導

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るために、施設の適正維持管理指導等を行った。

なお、事務権限の移譲により、小規模水道については六戸町、簡易専用水道については十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町及び東北町、飲用井戸等については十和田市及び三沢市が事務を取り扱うこととしている。

各種水道施設の状況

(令和5年3月31日現在)

種別 市町村	簡易専用水道	小規模水道	飲用井戸等			計
			一般	業務用	小規模貯水槽	
十和田市		39				39
三沢市		0				0
野辺地町		0	24	3	5	32
七戸町		2	64	8	3	77
六戸町			349	10	5	364
横浜町		1	1,278	6	0	1,285
東北町		1	180	15	0	196
六ヶ所村	46	0	14	3	7	70
計	46	43	1,909	45	20	2,063
3年度	46	44	2,257	45	20	2,412
2年度	55	44	2,265	47	15	2,426

#### (4) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興行場、百貨店等で床面積が3,000㎡以上、学校で床面積が8,000㎡以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法の監視指導を行った。

ア 施設・監視の状況 ※( )は監視件数 (令和5年3月31日現在)

種別 市町村	興行場	百貨店	店 舗	事務所	学 校	旅 館	その他	計
十和田市	1(1)	6(2)	4(1)	5	1	5(1)	2	24(5)
三 沢 市	0	1	2(1)	2(1)	0	3	3	11(2)
野辺地町	0	1	0	0	0	1	0	2
七 戸 町	0	1(1)	1	0	0	0	0	2(1)
六 戸 町	0	0	0	1	0	3	0	4
横 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0
東 北 町	0	0	0	0	1	0	0	1
六ヶ所村	0	1(1)	0	8(1)	0	1(1)	2(2)	12(5)
計	1(1)	10(4)	7(2)	16(2)	2	13(2)	7(2)	56(13)
3 年 度	1(1)	10(13)	7(10)	16(5)	2(1)	14(4)	7(2)	57(36)
2 年 度	1	10(3)	7(1)	16(1)	2(1)	14(9)	7	57(15)

イ 登録営業所の状況 ※( )は監視件数 (令和5年3月31日現在)

種別 市町村	建築物 清掃業	空 気 環 境 測 定 業	空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	飲 料 水 水 質 検 査 業	飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	排 水 管 清 掃 業	ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	環 境 衛 生 総 合 管 理 業	計
十和田市	1	0	0	0	6(1)	2	0	2(1)	11(2)
三 沢 市	3(1)	0	0	0	2(1)	0	1	2(1)	8(3)
野辺地町	1	0	0	0	1	1(1)	0	0	3(1)
七 戸 町	0	0	0	0	1	0	0	0	1
六 戸 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 北 町	0	0	0	0	1(1)	1(1)	0	0	2(2)
六ヶ所村	5(3)	0	0	0	4(2)	1	0	1	11(5)
計	10(4)	0	0	0	15(5)	5(2)	1	5(2)	36(13)
3 年 度	11(1)	0	0	0	14(1)	3(2)	1	5	34(4)
2 年 度	12(1)	0	0	0	15(1)	2	2	5	36(2)

## (5) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プール（学校保健法に基づき衛生管理が実施されているものを除く）の衛生水準確保を目的として、「遊泳プールの衛生基準について」（平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知）に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省）に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導することとしている。

なお、管内には十和田市に5施設、三沢市に2施設、東北町に1施設、合計8施設の遊泳用プールがあるが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し監視指導は行っていない。

## (6) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、掘削及び動力許可申請にかかる指導等を行った。

### ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(令和5年3月31日現在)

区分 市町村	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)	利用 承継	温泉採取 事業廃止
十和田市	51	0	0	0	5(5)	0	0
三沢市	23	0	0	1(1)	0	0	0
野辺地町	10	0	0	0	0	0	0
七戸町	17	0	0	1(1)	0	0	0
六戸町	10	0	0	0	0	0	0
横浜町	1	0	0	0	0	0	0
東北町	39	0	0	2(2)	0	0	0
六ヶ所村	2	0	0	0	0	0	0
計	153	0	0	4(4)	5(5)	0	0
3年度	151	2(1)	0	1(1)	6(6)	0	0
2年度	150	0	0	1(1)	10(10)	1	0

### イ 監視指導状況

(令和5年3月31日現在)

区分 年度	合計 (件数)	源泉・掘さく 動力(増掘)	利用施設
4	157	14	143
3	165	31	134
2	178	41	137

### Ⅲ 健康増進課関係業務

# 1 健康づくり事業関係

## (1) 「健康上十三 21 (第 2 次)」の推進について

上十三地域においては、「健康日本 21」「健康あおもり 21」を受け、早世の減少と健康寿命の延伸を目標に、「栄養・食生活」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」に重点をおいた「健康上十三 21」を策定し、平成 14 年度より推進してきた。計画最終年の平成 24 年度に行った最終評価では、全体の 51%が目標達成、改善傾向となっている中、こころの健康づくりに課題が残っている。

「健康上十三 21 (第 2 次)」では、第 1 次計画の最終評価と当地域の課題を踏まえ、「自殺予防」の推進と「喫煙防止」「肥満予防」を柱とした生活習慣病予防対策を推進することとしている。

平成 30 年度は、過去 5 年間の取り組みを中間評価し、62 指標のうち全体の 51.6%が目標達成、改善傾向であったが、ほぼ半数が目標達成には届かない状況となった。達成していない指標に関しては、最終評価時に達成できるようにするとともに、今後は糖尿病対策を推進するための 3 指標を追加した 22 項目 65 指標をもとに最終評価に向けて「健康上十三 21 (第 2 次) 改定版に基づいて取り組んでいく。

## (2) 「市町村健康づくり計画」の推進について

各市町村健康づくり推進協議会や研修会、会議等を通して市町村計画への支援を行った。

## (3) 各市町村健康づくり推進協議会等への参加

全市町村の健康づくり推進協議会等の委員として保健所長が委嘱され、担当職員等と共に各市町村の推進協議会等へ出席し、市町村の健康課題及び対策について把握し、保健活動の推進に向け支援を行った。

市町村名	期 日	会 議 名	出 席 者
十和田市	開催なし		
三 沢 市	書面開催	健康推進対策協議会	
野 辺 地 町	令和 4 年 5 月 30 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
	令和 4 年 11 月 11 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
七 戸 町	令和 4 年 7 月 28 日	健康づくり推進協議会	
六 戸 町	令和 4 年 8 月 30 日	健康づくり推進協議会	
	令和 5 年 3 月 17 日	健康づくり推進協議会	
横 浜 町	令和 4 年 8 月 4 日	健康づくり推進協議会	
	令和 5 年 3 月 13 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
東 北 町	令和 4 年 10 月 17 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者
六ヶ所村	令和 4 年 11 月 24 日	健康づくり推進協議会	次長、地区担当者

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、一部健康づくり推進協議会が中止・書面開催となった。

## (4) 喫煙防止対策の推進について

喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患など多くの疾患の危険因子であり、また、喫煙者だけでなく、周囲の非喫煙者にも健康被害を及ぼすことから、喫煙対策は生活習慣病を防止する上で重要な課題である。

そこで、「健康上十三 21 (第 2 次)」で重点的取り組みに位置付けている喫煙防止について、受動喫煙防止対策を推進するための研修会、喫煙による健康障害に対する予防意識の普及啓発及び空気クリーン施設等制度の登録を推進した。また、改正健康増進法（令和元年 7 月 1 日から部分施行、令和 2 年 4 月 1 日から全面施行）により、各施設での受動喫煙対策が義務となったことから、喫煙所の設置等受動喫煙防止に関する相談対応等により、普及啓発を行った。



ア 普及啓発（広報活動）

日時	場所	テーマ・内容	対象者 人数
令和4年 5月31日	上十三保健所、 十和田合同庁舎、七 戸庁舎	世界禁煙デーに関するポスター を掲示。	各庁舎職員、来庁者
令和4年 5月31日	上十三保健所、 十和田合同庁舎、七 戸庁舎	受動喫煙防止、禁煙、空気クリ ーン施設等に関するパンフレッ トをメール送信。	上北地域県民局職員
令和4年 5月31日 ～6月6日	十和田合同庁舎	世界禁煙デー、禁煙週間の周知 及び受動喫煙防止に関する館内 アナウンスを実施（1日2回）。	庁舎職員、来庁者
通年	飲食店	青森のおいしい健康応援店認定 事業 PR 時に空気クリーン施設 認定事業の PR を実施。	飲食店

改正健康増進法に係る普及啓発の取組としては、第一種及び第二種施設の相談対応・リーフレットの配布を実施した。

イ 『空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）』・『空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）』推進事業

平成15年5月1日から施行された健康増進法において、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設管理者は、受動喫煙防止する措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定された。

このことから、施設管理者及び飲食店経営者等に対し、禁煙の措置を講ずるよう支援し、住民の良好な健康づくりのための環境整備に資することを目的に「空気クリーン施設」の登録を促進した。また、平成29年度から本庁が実施している青森県健康経営認定制度により標記事業が促進されている。

空気クリーン施設 施設種別・市町村別登録状況

(令和5年3月末)

*施設種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
十和田市	12	10	44	42	21	0	63	0	33	1	5	41	272
三沢市	7	4	9	21	10	4	43	0	7	1	5	35	146
野辺地町	4	4	13	15	4	5	7	0	5	1	1	56	115
七戸町	6	6	16	13	4	7	16	0	3	0	9	0	80
六戸町	3	3	15	6	2	4	8	0	2	0	1	1	45
横浜町	2	5	5	4	4	1	3	0	3	0	1	0	28
東北町	5	0	15	4	3	0	10	0	3	2	1	0	43
六ヶ所村	1	0	16	2	1	0	29	0	1	0	0	5	55
合計	40	32	133	107	49	21	179	0	57	5	23	138	784

【\*施設種別：1官公庁 2文化施設 3教育・保育施設 4医療施設 5福祉・介護施設 6体育施設 7事業所  
8公共交通機関 9飲食店 10宿泊施設 11その他施設 12タクシー等の車輛】

\*喫煙対策推進事業実施要綱が平成20年度に改正になり「空気クリーン施設」の条件は、禁煙のみとなった（分煙は認めず）。

\*青森県のタクシーは、平成22年7月1日から全面禁煙となった。

## (5) 糖尿病対策の推進について

糖尿病の早期発見、早期治療、発症予防、また、重症化予防の推進と、県民の健康意識向上を目的として、圏域の糖尿病に関する実態の把握と市町村の糖尿病性腎症重症化予防対策の更なる展開に向けた支援等を行った。

ア 糖尿病性腎症による新規透析導入患者のデータ収集（平成30年度から通年）

イ 市町村の糖尿病性腎症重症化予防プログラム作成に向けた支援（通年）：

ウ 上十三保健所管内糖尿病対策研修会開催

（第1回管内保健師連絡会議及び上十三保健所地域保健関係者職員研修会併催）：

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和5年 1月26日	オンライン (Zoom)	(1)「青森県の糖尿病対策の取組」 がん・生活習慣病対策課 (2)「国保の糖尿病性腎症重症化予防の取組について」 高齢福祉保険課 (3)意見交換 「糖尿病性腎症重症化予防対策の更なる展開に向けて」	35名 (内訳：管内 市町村保健 師、栄養士、 事務職員)

## (6) 保健協力員の育成

保健協力員が活動に関する学習と情報交換を行い、活動を活性化するとともに、健康づくりの推進に役立てることを目的に研修会、役員会を実施した。

ア 上十三保健所管内保健協力員連絡会役員会

回数	期 日	場 所	内 容	備考
1	令和4年 6月27日	オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業実施報告及び終始決算報告について</li> <li>・令和4年度事業実施計画（案）及び予算（案）について</li> <li>・令和4年度合同研修会（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>	
2	令和5年 3月13日	市民交流プラ ザ 「トワーレ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業実施状況及び予算執行状況について</li> <li>・令和5年度予算事業計画について</li> <li>・令和5年度合同研修会について</li> <li>・野辺地町保健協力員協議会について</li> <li>・令和5年度役員改選について</li> <li>・その他</li> </ul>	

イ 上十三保健所管内保健協力員連絡会合同研修会

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和4年 9月21日	中止	1 総会 令和3年度事業報告及び令和4年度活動計画 2 講演 ・「管内の自殺の現状・保健所の取組」 上十三保健所 健康増進課 ・「心の健康・自殺対策」 講師：心の駅・なるみ主宰カウンセラー みちのくエンカレッジの会代表 鳴海 敏之 氏	

ウ 管内市町村保健協力員数

(令和4年4月1日現在)

市町村名	保健協力員数	市町村名	保健協力員数
十和田市	186	六戸町	80
三沢市	101	横浜町	64
野辺地町	94	東北町	165
七戸町	79	六ヶ所村	57
		計	826

(7) 歯科保健事業関係

ア 親と子のよい歯のコンクール

例年、一般社団法人青森県歯科医師会との共催により健康な歯をもつ親と子を表彰し、歯科保健に対する幼児や父母及び地域社会の関心を高め、本県の歯科保健の推進を図ることを目的に実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

イ その他

青森県口腔保健支援センターによる市町村支援事業に出席した。

期日	支援市町村	出席者
令和4年10月5日	十和田市	船渡主査、伊藤技師
令和4年11月18日	横浜町	佐藤主査

## 2 母子保健事業関係

### (1) 療育相談（肢体不自由児等）

発育・発達に心配のある児童及び未熟児等を対象に整形外科専門医による相談を保健所内で年8回実施した。  
(令和4年度)

市町村名	相談人員	再 掲		
		要治療	治療不要	経過観察
十和田市	17 (6)	3 (2)	3	11 (4)
三沢市	1		1	
野辺地町	2	1		1
七戸町	4 (1)		2	2 (1)
六戸町	0			
横浜町	1 (1)			1 (1)
東北町	0			
六ヶ所村	0			
管 外	0			
計	25 (8)	4 (2)	6	15 (6)

( ) は新規利用者再掲

### (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童について、小児慢性特定疾患医療受診券交付時における面接や訪問、医療意見書により依頼があった児の状況把握等を行い、支援強化を図った。  
(令和4年度)

事業内容	専門医による相談		保健師による相談指導		
	小児慢性 特定疾患	未 熟 児	家庭訪問	面接相談	電話相談
相談件数	0	0	5	3	9

### (3) 小児慢性特定疾患治療研究事業（小児慢性特定疾病医療費助成事業）

長期にわたり療養を必要とする児童の健全育成を目的として対象疾病の治療にかかった費用の一部を公費によって助成するとともに、治療方法等の情報を今後の治療研究に活かすことを目的とした制度である。

(H27.1.1に法施行。旧事業：S49-H26 小児慢性特定疾患治療研究事業)

制度の見直しは継続的に行われており、令和3年11月現在、16疾患群788疾病（包括的病名を除く）が対象となっている。

ア 医療受給者証交付件数 156件（新規18件、継続136件、中核市からの転入2件）

イ 受給者数 143人 <うち2疾病認定者6人> (令和5年3月末)

疾患 NO	市町村別 疾患群名	合計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	ひまわり手帳交付
	合計	149 (19)	58 (6)	34 (5)	10 (2)	10 (2)	14 (4)	3	9	11	20
01	悪性新生物	19 (1)	7	4	1		4 (1)		2	1	1
02	慢性腎疾患	13	5	2	2	1		1	2		2
03	慢性呼吸器疾患	3 (2)	1			1 (1)	1 (1)				3
04	慢性心疾患	35 (4)	14 (3)	7	2	3	2 (1)	1	2	4	4
05	内分泌疾患	30	14	5	2	2	2		2	3	1
06	膠原病	7	1	3			2	1			1
07	糖尿病	7	3	3						1	2
08	先天性代謝異常	2		1			1				1
09	血液疾患	6	2	1		1	1			1	1
10	免疫疾患	0									
11	神経・筋疾患	17 (9)	6 (2)	7 (5)	1 (1)		1 (1)		1	1	3
12	慢性消化器疾患	6	3	1	1	1					
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2 (2)	1 (1)			1 (1)					
14	皮膚疾患	1	1								1
15	骨系統疾患	0									
16	脈管系疾患	1 (1)			1 (1)						

※（ ）内は、重症、人工呼吸器装着者の人数を再掲

(4) 管内市町村妊婦連絡票実施状況

(令和4年度)  
( )は%

市町村名	妊娠届出数 A	妊婦連絡票提出数 B (B/A)	妊婦保健指導報告書発行数 C (C/B)	指導週数別					指導方法別				妊婦連絡票の提出はないが、 保健指導を実施した数 M (M/A)	要連絡・指導 妊産婦連絡票 受理数 N	内訳	
				～ 11週	12～ 19週	20～ 27週	28週 ～	産後	窓 口	訪 問	電 話	そ の 他			妊 婦 o (o/N)	産 婦 p (p/N)
				d (d/C)	e (e/C)	f (f/C)	g (g/C)	h (h/C)	i (i/C)	j (j/C)	k (k/C)	l (l/C)				
十和田市	276	275 (99.6)	275 (100.0)	249 (90.5)	25 (9.1)	0	1 (0.4)	0	275 (100.0)	0	0	0	2 (0.7)	41	5 (12.2)	36 (87.8)
三沢市	250	245 (98.0)	246 (100.4)	231 (93.9)	15 (6.1)	0	0	0	245 (100.0)	0	1 (0.4)	0	5 (2.0)	36	13 (36.1)	23 (63.9)
野辺地町	36	36 (100.0)	36 (100.0)	32 (88.9)	4 (11.1)	0	0	0	36 (100.0)	0	0	0	0	3	0 (0.0)	3 (100.0)
七戸町	47	46 (97.9)	47 (102.2)	42 (89.4)	4 (8.5)	0	0	1 (2.1)	47 (100.0)	0	0	0	1 (2.1)	8	1 (12.5)	7 (87.5)
六戸町	58	58 (100.0)	58 (100.0)	54 (93.1)	2 (3.4)	0	2 (3.4)	0	58 (100.0)	0	0	0	0	8	1 (12.5)	7 (87.5)
横浜町	18	18 (100.0)	18 (100.0)	18 (100.0)	0	0	0	0	18 (100.0)	0	0	0	0	9	4 (44.4)	5 (55.6)
東北町	78	78 (100.0)	78 (100.0)	69 (88.5)	7 (9.0)	2 (2.6)	0	0	78 (100.0)	0	0	0	0	10	1 (10.0)	9 (90.0)
六ヶ所村	59	59 (100.0)	59 (100.0)	56 (94.9)	3 (5.1)	0	0	0	57 (96.6)	0	2 (3.4)	0	0	9	5 (55.6)	4 (44.4)
計	822	815 (99.1)	817 (100.2)	751 (91.9)	60 (7.3)	2 (0.2)	3 (0.4)	1 (0.1)	814 (99.6)	0 (0.0)	3 (0.4)	0 (0.0)	8 (1.0)	124	30 (24.2)	94 (75.8)

(5) 管内市町村ハイリスク新生児情報共有システム実施状況

(令和4年度)

	低出生体重児数		ハイリスク新生児出生連絡票受理数	出生時体重					在胎週数			ハイリスク新生児訪問指導連絡票発行数
	未熟児養育医療申請数	児出生時体重		1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満	2500g以上	妊娠22～34週未満	妊娠34～37週未満	妊娠37週以上	
十和田市	19	9	12	2	0	5	2	3	2	7	3	13
三沢市	17	9	13	0	0	3	8	2	1	5	7	19
野辺地町	3	1	4	0	0	0	3	1	0	2	2	7
七戸町	2	4	2	0	0	0	1	1	0	0	2	2
六戸町	2	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
横浜町	4	3	3	0	0	1	2	0	1	2	0	3
東北町	9	4	5	0	1	1	2	1	2	3	0	5
六ヶ所村	4	1	3	1	0	0	2	0	1	1	1	2
合計	60	33	43	3	2	10	20	8	8	20	15	51

## (6) 母子保健ネットワーク会議等 —妊産婦支援体制整備事業—

虐待による死亡が生じ得るリスク要因として、保護者側の強い抑うつ状態が挙げられており、その対策として、育児の孤立化、育児不安の防止に努める「発生予防」の視点から、地域養育支援体制の整備を推進している。

### ア 母子保健ネットワーク会議

会議開催を予定し、関係機関に事前に情報共有したい内容等についてアンケートを実施し、オンライン（ZOOM）、一部参集によるハイブリット方式で開催した。

期 日	場 所	参加者	内 容
令和5年 3月3日	オンライン (Zoom)、一 部参集(十和 田市文化セン ター)による ハイブリット 方式	・管内8市町村母子保 健担当者	○情報提供 ・妊婦連絡票からみる管内の状況について  ○意見交換 ・市町村のメンタルヘルス不調を抱える妊婦へ の支援体制について

### イ 令和4年度市町村開催会議への支援

期日	場所	内容
令和5年 2月27日	十和田市保健センター	令和4年度第2回十和田市妊産婦支援連携推進 協議会

## (7) 産後うつ病の予防対策推進事業 —妊産婦支援体制整備事業—

当圏域の関係機関連携における課題や今後の取り組み等について協議、検討を行い、また、上十三地域の妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援を推進するため意見交換を実施する事で、市町村母子保健関係者等の虐待予防も視野に入れたハイリスク妊産婦等への支援に関する資質の向上を図った。

### ア 医療機関へのエジンバラ産後うつ病スクリーニングの活用と普及

母子保健ネットワーク会議と併催し、アンケート調査・聞き取りによる調査にて各市町村と医療機関でのEPDS実施状況について把握した。

### イ EPDS等(虐待例)妊産婦のカンファレンス

※市町村でカンファレンスを実施するなど対応しており、保健所への相談件数はなかった。



## (8) 乳幼児の虐待予防に関すること

市町村からの求めにより出席し、虐待予防に係る保健所の取組みや子育て世代包括支援センター等に関する情報提供を行った。

### ア 市町村要保護児童対策協議会への出席

市町村名	代表者会議	出席者
十和田市	令和4年5月25日	健康増進課長
三沢市	令和4年5月24日	健康増進課長
野辺地町	令和4年6月30日	健康増進課長
横浜町	令和4年7月14日	健康増進課長
六ヶ所村	令和4年7月7日	健康増進課長

## (9) 女性健康支援事業

### ア 女性の健康相談

(ア) 開催日：随時

(イ) 担当者：保健師

相談件数	随時相談 実人員	0名 (延0件)
	電話相談 実人員	3名 (延3件)
相談内容	思春期女子の健康相談 件	0
	妊娠、避妊に関する相談 件	0
	不妊に関する相談 件	2
	婦人科疾患、更年期障害に関する相談 件	0
	メンタルケア 件	1
	その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談	0

### イ 特定不妊治療助成事業

(ア) 特定不妊治療費助成事業申請 33件 (実人員33名)

(令和4年度)

	合計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
申請件数	33	8	12	3	1	2	1	4	2
実人員数	33	8	12	3	1	2	1	4	2
新規	11	2	3	1	1	0	0	3	1
	継続	22	6	9	2	0	2	1	1

(イ) 不妊専門相談センター利用者 0名

### 3 栄養改善指導事業関係

#### (1) 給食施設栄養管理指導事業

喫食者の健康増進を図ることを目的に給食施設を巡回し、施設における栄養管理状況の把握及び助言・指導等を実施した。子どもの肥満が課題となっていることから、子どもに給食を提供する施設を対象とした。また、感染予防を考慮し巡回時に利用者との接触がない施設（学校給食センター）に対して実施した。また、給食施設の栄養管理担当者、調理従事者のスキルアップを図るため、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象に開催している研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により紙面開催とした。

##### ア 巡回指導

	特定給食施設		特定多数人に対して継続して食事を供給する施設				計		総計
			1回あたり50食以上提供する施設		1回あたり50食未満提供する施設				
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回施設数	6	0	0	0	0	0	6	0	6
対象給食施設数	38	4	63	14			101	18	119

##### イ 研修会

期 日	場 所	参加者数	内 容
令和5年3月	紙面開催	管内給食施設119施設に送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本食品標準成分表2020年度版（八訂）について</li> <li>・給食施設における栄養管理状況しらべ集計結果について</li> <li>・特定給食施設等栄養管理報告書について</li> </ul>

#### (2) 栄養成分表示、虚偽誇大表示に関する指導

##### ア 栄養成分及び健康の保持増進に係る表示指導

食品の栄養成分及び健康の保持増進に係る表示について、事業者等に対し相談及び指導を実施した。

相談：18、指導：2件

### (3) 食生活改善推進員の育成

管内食生活改善推進委員会の活動を支援し、組織の育成を図った。

ア 役員会・会長会議等

会議名	場 所	回数
監査会	十和田合同庁舎 2階会議室	1回
管内市町村会長会議	十和田合同庁舎 2階会議室 小川原湖青年の家	計3回

イ 総会・研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会を行わず、書面による総会を行った。

ウ 管内市町村食生活改善推進員数 (令和5年2月28日現在)

市町村名	会 員 数	市町村名	会 員 数
十和田市	138名	六戸町	24名
三沢市	79名	横浜町	24名
野辺地町	30名	東北町	48名
七戸町	18名	六ヶ所村	34名
		計	395名

### (4) 市町村栄養改善業務支援事業

管内市町村管理栄養士のスキルアップを目的に会議と研修会を開催した。

期 日	場 所	参加者数	内 容
令和4年 11月28日	上十三保健所 (オンライン開催)	10名	① 連絡調整会議 ・食育推進計画について ・青森県行政栄養士の人材育成指針・公衆栄養活動プログラムについて ・意見交換 栄養関係事業について ② 研修会 市町村における栄養改善の取組の事例紹介 ・食生活改善推進員養成講座について 十和田市 ・幼児、学童を対象とした食育事業について 三沢市 ・糖尿病等生活習慣病予防に係る取組について 七戸町

### (5) 青森のおいしい健康応援店認定事業

県民が外食等を利用する際に自分にあった適切なメニューを選択できるよう、肥満予防や食塩摂取量の減少、野菜摂取量の増加を踏まえた食事を提供している飲食店等を青森のおいしい健康応援店として認定しており、事業の周知と管内認定店の紹介のためチラシを作成した。チラシを活用し、18店舗に訪問勧奨、4店舗からの新規申請を受けた。(認定店総数66店)

## (6) 食育の推進

### ア 普及啓発

完全義務化となった食品の栄養成分表示により、エネルギーや食塩相当量の含有量が表示されるようになったことから、食品を摂取する際の参考となるよう、栄養成分表示の見方等普及啓発した。

### イ 上北地域食育ネットワーク協議会研修会への参加

日時 令和4年12月13日(火)

会場 十和田おいらせ農業協同組合本店（3階大会議室）

出席者 上十三保健所 健康増進課 船渡めぐみ

## 4 精神保健福祉関係

### (1) 入院通院医療事務関係

ア 精神障害者の市町村別・入院通院状況

(令和4年度)

医療区分 市町村名	入 院					通 院
	小 計	措 置 入 院	医療保 護入院	その他		
十和田市	男	72	3	69		1,345
	女	106	2	104		
	計	178	5	173		
三沢市	男	24	3	21		696
	女	35	1	34		
	計	59	4	55		
野辺地町	男	19		19		191
	女	20		20		
	計	39		39		
七戸町	男	28		28		237
	女	28		28		
	計	56		56		
六戸町	男	22		22		184
	女	15		15		
	計	37		37		
横浜町	男	6		6		68
	女	6		6		
	計	12		12		
東北町	男	17		17		321
	女	15	1	14		
	計	32	1	31		
六ヶ所村	男	6		6		139
	女	6		6		
	計	12		12		
管 外	男	2		2		0
	女	2	1	1		
	計	4	1	3		
合 計	男	196	6	190		3,181
	女	233	5	228		
	計	429	11	418	0	

イ 精神障害者申請等処理状況

(令和4年度)

申請等別			指定医に よる診察 件数	措置	非措置	非措置者の状況	
申請	通報	計				入院	非入院
0	17	17	12	11	1	0	1

ウ 管内精神病院入院状況 (令和5年3月末)

医療機関名	精神総病床数	年度末現在入院患者数			
		合計	任意	医保	措置
十和田市立中央病院	50	21	17	4	0
十和田済誠会病院	250	185	109	76	0
高松病院	239	237	21	216	
三沢聖心会病院	140	63	55	8	
計	679	506	202	304	0

エ 精神科救急医療システム利用状況 (利用者の住所別) (令和4年度)

十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	管外	県外	不明	計
25	8	2	4	5	0	3	0	4	2	3	56

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持状況

市町村別手帳所持者数 (令和5年3月末)

	手帳所持者総数	手帳所持者等級別内訳		
		1級	2級	3級
十和田市	843	159	469	215
三沢市	381	120	196	65
野辺地町	141	42	80	19
七戸町	160	35	95	30
六戸町	102	29	56	17
横浜町	46	13	24	9
東北町	186	45	105	36
六ヶ所村	77	27	36	14
計	1,936	470	1,061	405

(3) 精神保健福祉相談状況

開設状況：年7回 (第3水曜日)

※月1回開催予定であったが相談者なしのため、5回中止となった。

嘱託医：十和田市立中央病院メンタルヘルス科診療部長、高松病院副院長

ア 相談件数 (令和4年度)

	総件数	再 掲		
		定期	随時	電話
実数	67	7	6	54
延数	187	7	26	154

## イ 目的別利用状況（延数）

（令和4年度）

相談内容	①受診・入院について	②通院・服薬について	③生活指導について	④経済的問題	⑤性格・行動上のこと	⑥患者への接し方について	⑦アルコールについて	⑧薬物について	⑨人間関係について	⑩施設入所について	⑪社会復帰について	⑫福祉サービスの利用について	⑬ひきこもり	⑭その他	計
定期	2	1			1	2								1	7
随時	1		15		1					1				8	26

## ウ 市町村別件数（延人数）

（令和4年度）

	十和田市	三沢市	野辺地	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	管外	計
定期	2		1	1	3					7
随時	24						2			26

## （4） 訪問指導状況

（令和4年度）

事業区分	保健師（相談員含む）			その他の職員			合計		
	一般	社会復帰	計	一般	社会復帰	計	一般	社会復帰	計
実人数	16	1	17	0	0	0	16	1	17
延人数	36	1	37	0	0	0	36	1	37

## （5） 普及啓発活動

## ア 自殺予防

- ・心の健康づくりや高校における自殺予防教育を通して知識の普及・啓発を行った。
- ・高校における自殺予防教育の実施

実施日	対象学年・人数
令和4年7月11日	野辺地西高等学校 1年生 56名
令和4年9月20日	七戸高等学校 2年生 86名 1年生 88名

・保健所ホームページへの掲載、保健所の玄関やベランダ、七戸庁舎や合同庁舎にのぼり旗設置。自殺予防週間、自殺対策強化月間時に、保健所掲示板等を利用して普及啓発を実施。

## イ その他

会議、研修会等で相談窓口一覧、心の健康づくりに関するパンフレット等を配布

## (6) 組織育成

精神障害者家族会、回復者クラブ、精神保健福祉ボランティアの支援を行った。

### ア 精神障害者家族会の状況

	家族会	活動内容等	作業所等運営 (名称)
家族会	とわだ家族会 (十和田市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会</li> <li>・学習会</li> <li>・会員間の交流</li> <li>・作業所等の運営</li> <li>・当事者の会への協力</li> <li>・管内合同の学習・交流会の実施</li> </ul>	
	さつき家族会 (三沢市)		
	山ざくらの会 (六戸町)		
	つつじの会 (東北町)		つつじ作業所
家族懇談会	野辺地町精神障害者家族懇談会		
	七戸町精神障害者家族懇談会 →平成 26 年度活動停止		
	横浜町精神障害者家族懇談会		

### イ 精神障害者家族会の活動及び支援状況

名称	回数	内容
上十三地区 精神障害者 家族学習交流会	0	令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため中止。

### ウ 回復者クラブの活動状況

名称	きざきのクラブ (三沢市)	ひまわりの会 (横浜町)
会員数	4 名 ※令和 4 年から休止中	3 名

### エ 精神保健福祉ボランティアの活動状況

名称	会員数	活動内容
駒の会 (十和田市)	11 名	○自主的な活動を継続している。 ・定例会の実施 ・「サロンおあしす」の実施 ・心のひろば「ルピナス」へ参加 ※平成 10 年 4 月に看護ボランティアとして組織化。 平成 15 年 4 月から精神保健福祉ボランティアとして登録。
さつき友の会 (三沢市)	9 名	○自主的な活動を継続している。 ・「サロンひだまり」の実施 ・きざきのクラブ (回復者クラブ) の活動協力 ・青森県精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動等 ※平成 14 年 4 月に組織化 ※令和 4 年から休止中

### オ 民間団体

名称	内容
特定非営利活動法人 ワークハウスとわだ	十和田市や医療機関等関係機関と連携し、自主的な活動を行っている。



## (7) 会議等及び研修

### ア 精神保健福祉企画会議（所内）

期 日	開催内容	出席者
令和4年 6月9日	令和4年度精神保健福祉事業活動計画	保健総室長、次長、 健康増進課長、 健康増進課員
令和5年 3月10日	令和4年度精神保健福祉事業活動評価	

### イ 関係者連絡会議

会議名	期 日	開催内容	出席者
上十三地域生活支援広域調整会議	令和5年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供「上十三地域の長期入院精神障害者の現状」</li> <li>・話題提供「事例の地域移行支援の進捗や課題」</li> <li>・意見交換「地域移行支援ツール(案)の運用についての検討」</li> </ul>	25名 病院精神保健福祉士 相談支援事業所市町村職員
上十三地域精神科救急医療システム連絡調整委員会	令和5年3月8日	報告事項：精神科救急医療システムの運営状況について 情報提供： ア 精神通報に係る措置入院先の状況について イ 精神科救急医療システムの運用方法の再確認について 意見交換：コロナ禍での精神科救急医療システムの運用等について	16名 連絡調整委員会委員 (上十三医師会、救急医療施設、警察署、消防本部、地域家族会) 市町村担当者
上十三地域自殺対策地域ネットワーク連絡会	令和4年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供「県・上十三地域の自殺の現状と『新たな自殺総合対策大綱』について」</li> <li>・情報交換『「生きることの包括的支援」としての自殺対策を進めるために」</li> </ul> 助言者：青森県立保健大学 ヘルスプロモーション戦略研究センター長 健康科学部看護学科・大学院健康科学研究科教授 反町 吉秀 氏	管内市町村保健師、事務職員等 計18名

### ウ 市町村の自殺対策協議会等への出席 12回

十和田市6回、三沢市0回、野辺地町2回、七戸町1回、六戸町2回  
東北町1回、六ヶ所村0回

### エ ケース会議等

措置入院患者等が退院後も地域で治療を継続できるよう精神科医療機関でのケア会議に出席、処遇困難事例についてケース会議を開催した。

会議名	場 所	回数	備 考
精神障害者 ケース検討会	医療機関	3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人、家族、関係者が退院後の治療の継続や生活支援について検討</li> <li>・関係者が処遇困難ケースの支援について検討</li> </ul>
	市町村	0回	
	その他	1回	

## 5 難病関係

### (1) 新たな難病の医療費助成制度

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病（指定難病）に対して、一定の認定基準を満たしている方を対象に、その治療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図ることを目的とした制度である。

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療費等に関する法律（難病法）」が施行され、医療費助成の対象となる疾病（指定難病）が難病法施行前の56疾病から110疾病に拡大した。

さらに、平成27年7月からは306疾病、平成29年4月からは330疾病、平成30年4月からは331疾病、令和元年7月からは333疾病、令和3年11月からは338疾病に拡大した。

#### ア 特定医療受給者の状況（市町村別）

（令和5年3月末）

疾患 番号	疾患名	市町村								
		管内 計	十 和 田 市	三 沢 市	野 辺 地 町	七 戸 町	六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六 ヶ 所 村
	合計	1273	467	259	122	125	76	31	130	63
2	筋萎縮性側索硬化症	17	8	2	3	2			1	1
4	原発性側索硬化症	1	1							
5	進行性核上性麻痺	24	9	3	5	1	4		2	
6	パーキンソン病	158	57	28	12	21	2	6	25	7
7	大脳皮質基底核変性症	6	1	5						
8	ハンチントン病	1		1						
11	重症筋無力症	32	8	10	3	1	3	2	2	3
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	26	9	6	4	1	3	1	1	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	8	3		3	2				
17	多系統萎縮症	13	6	2	1	1	2	1		
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	179	96	23	8	30	5		16	1
19	ライソゾーム病	1			1					
21	ミトコンドリア病	2	1	1						
22	もやもや病	6	3	1	1				1	
23	プリオン病	2			1				1	
26	HTLV-1関連脊髄症	1						1		
27	特発性基底核石灰化症	1	1							
28	全身性アミロイドーシス	4	1	1	1					1
34	神経線維腫症	2	1	1						
35	天疱瘡	1		1						
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4	1	1	1				1	
40	高安静脈炎	4					2			2
41	巨細胞性動脈炎	1				1				
42	結節性多発動脈炎	2							1	1
43	顕微鏡的多発血管炎	9	2	2			1	2	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	2				1				1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	2	2	2			1	1	
46	悪性関節リウマチ	8	2	1	2	2	1			
47	バージャー病	4	1	2	1					
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2							
49	全身性エリテマトーデス	63	21	16	5	4	6	3	4	4
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	21	6	3	2	3	1	1	3	2
51	全身性強皮症	18	4	4	3	3	1		2	1
52	混合性結合組織病	14	6	3	1		1		1	2

疾患 番号	疾患名	市町村								
		管内 計	十 和田 市	三 沢 市	野 辺 地 町	七 戸 町	六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六 ヶ 所 村
53	シェーグレン症候群	6	2	3					1	
54	成人スチル病	5	2	2						1
55	再発性多発軟骨炎	3		2					1	
56	ベーチェット病	13	4	2	3		2		2	
57	特発性拡張型心筋症	7	5						1	1
58	肥大型心筋症	8	4	1		1				2
60	再生不良性貧血	12	6			3		1	1	1
61	自己免疫性溶血性貧血	1			1					
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1					1			
63	特発性血小板減少性紫斑病	20	12	2	1	1	2		1	1
65	原発性免疫不全症候群	1			1					
66	IgA 腎症	16	4	9	1	1	1			
67	多発性嚢胞腎	15	7	4				2	1	1
68	黄色靱帯骨化症	8	3	2	2	1				
69	後縦靱帯骨化症	35	14	5	2	5	4	1	3	1
70	広範脊柱管狭窄症	4	1	1						2
71	特発性大腿骨頭壊死症	24	4	5	2	9			3	1
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	1	1	1			1		
74	下垂体性PRL分泌亢進症	7	2	2	2				1	
75	クッシング病	1	1							
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	1		2					
78	下垂体前葉機能低下症	19	6	3	3		2	1	4	
84	サルコイドーシス	20	11	4	1	1	1		1	1
85	特発性間質性肺炎	20	4	2	5	1			4	4
86	肺動脈性肺高血圧症	7	2	1	3				1	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	6	3				1		2	
90	網膜色素変性症	14	5	2			2	1	3	1
93	原発性胆汁性胆管炎	10	3	2	1	2	1		1	
95	自己免疫性肝炎	3		1		1			1	
96	クローン病	75	21	15	8	12	7	3	5	4
97	潰瘍性大腸炎	155	53	34	12	8	16	3	23	6
98	好酸球性消化管疾患	1					1			
107	若年性特発性関節炎	2	2							
113	筋ジストロフィー	12	2	6	1				1	2
117	脊髄空洞症	2		2						
127	前頭側頭葉変性症	2		2						
145	ウエスト症候群	1		1						
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	1		1						
158	結節性硬化症	1		1						
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	5	1	1	1	1				1
171	ウィルソン病	3	1	1					1	
209	完全大血管転位症	2	1						1	
215	ファロー四徴症	2	1						1	
218	アルポート症候群	1								1
220	急速進行性糸球体腎炎	1				1				
222	一次性ネフローゼ症候群	23	6	9	4	3			1	

疾患 番号	疾患名	市町村								
		管内 計	十 和田 市	三 沢 市	野 辺 地 町	七 戸 町	六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六 ヶ 所 村
224	紫斑病性腎炎	1		1						
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	3	1	1					1	
266	家族性地中海熱	1	1							
271	強直性脊椎炎	4	4							
276	軟骨無形成症	1			1					
283	後天性赤芽球癆	1		1						
300	IgG 4 関連疾患	4	2		1					1
301	黄斑ジストロフィー	1		1						
304	若年発症型両側性感音難聴	2		2						
306	好酸球性副鼻腔炎	25	11	5	1	1	3		1	3
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	1		2					

イ 特定医療受給者の状況（年齢別）

（令和5年3月末）

疾患 番号	疾患名	年齢階層								
		合 計	0 ～ 9 歳	10～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上
合計		1273	3	3	78	83	153	192	243	518
2	筋萎縮性側索硬化症	17					1		7	9
4	原発性側索硬化症	1								1
5	進行性核上性麻痺	24							7	17
6	パーキンソン病	158				1		5	28	124
7	大脳皮質基底核変性症	6							1	5
8	ハンチントン病	1							1	
11	重症筋無力症	32			1	1	2	6	11	11
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	26			1	5	6	9	4	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	8					3	1		4
17	多系統萎縮症	13						4	3	6
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	179				1	3	9	24	142
19	ライソゾーム病	1					1			
21	ミトコンドリア病	2				1				1
22	もやもや病	6		1	1	1	1	2		
23	プリオン病	2								2
26	HTLV-1 関連脊髄症	1					1			
27	特発性基底核石灰化症	1							1	
28	全身性アミロイドーシス	4						1	1	2
34	神経線維腫症	2						2		
35	天疱瘡	1						1		
37	膿疱性乾癬（汎発型）	4			1			2		1
40	高安動脈炎	4					2		1	1
41	巨細胞性動脈炎	1								1
42	結節性多発動脈炎	2					1	1		
43	顕微鏡的多発血管炎	9							1	8
44	多発血管炎性肉芽腫症	2							1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8						4		4
46	悪性関節リウマチ	8						3	3	2

疾患 番号	疾患名	年齢階層	合計	0	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70
				～ 9 歳	19 歳	29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	69 歳	歳以上
47	バージャー病		4				1		1	1	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		2				1			1	
49	全身性エリテマトーデス		63			5	9	16	9	12	12
50	皮膚筋炎／多発性筋炎		21			2		3	3	6	7
51	全身性強皮症		18					1	5	5	7
52	混合性結合組織病		14			1		1	6	3	3
53	シェーグレン症候群		6					2	1	1	2
54	成人スチル病		5							4	1
55	再発性多発軟骨炎		3					1		1	1
56	ベーチェット病		13			1	1	3	1	4	3
57	特発性拡張型心筋症		7			1		2	1	1	2
58	肥大型心筋症		8			1			2	3	2
60	再生不良性貧血		12				1	2		5	4
61	自己免疫性溶血性貧血		1								1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		1								1
63	特発性血小板減少性紫斑病		20				2	2	2	3	11
65	原発性免疫不全症候群		1						1		
66	IgA 腎症		16				2	4	6	2	2
67	多発性嚢胞腎		15			1	1	3	6	2	2
68	黄色靭帯骨化症		8						1	1	6
69	後縦靭帯骨化症		35					3	3	8	21
70	広範脊柱管狭窄症		4					2			2
71	特発性大腿骨頭壊死症		24			1		1	3	12	7
72	下垂体性ADH分泌異常症		4				3	1			
74	下垂体性PRL分泌亢進症		7			1	2	3	1		
75	クッシング病		1				1				
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		3					1		2	
78	下垂体前葉機能低下症		19		1	3	3	1	3	3	5
84	サルコイドーシス		20				2	3	5	7	3
85	特発性間質性肺炎		20						1	5	14
86	肺動脈性肺高血圧症		7				1		3		3
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		6					1	1	2	2
90	網膜色素変性症		14					2	1	4	7
93	原発性胆汁性胆管炎		10					3	3	2	2
95	自己免疫性肝炎		3							1	2
96	クローン病		75			26	14	19	10	5	1
97	潰瘍性大腸炎		155			18	19	28	41	27	22
98	好酸球性消化管疾患		1						1		
107	若年性特発性関節炎		2				1	1			
113	筋ジストロフィー		12				2	7	2	1	
117	脊髄空洞症		2				1	1			
127	前頭側頭葉変性症		2								2
145	ウェスト症候群		1			1					
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		1	1							
158	結節性硬化症		1			1					
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）		5			1		1	2		1
171	ウィルソン病		3					2	1		

疾患 番号	疾患名	年齢階層	合計	年齢階層							
				0 ～ 9 歳	10～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳以上
209	完全大血管転位症		2			2					
215	ファロー四徴症		2			1		1			
218	アルポート症候群		1			1					
220	急速進行性糸球体腎炎		1								1
222	一次性ネフローゼ症候群		23			4	3	4	6	2	4
224	紫斑病性腎炎		1					1			
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）		3							1	2
266	家族性地中海熱		1				1				
271	強直性脊椎炎		4		1	1				2	
276	軟骨無形成症		1							1	
283	後天性赤芽球癆		1								1
300	IgG 4 関連疾患		4						1		3
301	黄斑ジストロフィー		1			1					
304	若年発症型両側性感音難聴		2	2							
306	好酸球性副鼻腔炎		25				2	5	9	8	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病		3					1		1	1

## (2) 難病患者地域支援対策推進事業

目的：難病患者やその家族の抱える医療及び日常生活上の不安や悩みに対し、専門医等による指導・助言などを行う医療相談を実施し、また、医療相談に参加できない要支援難病患者やその家族に対しては、保健師や看護師等の相談員による訪問相談を実施することにより、在宅医療の推進を図ることを目的とする。

### ア 医療相談等

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和4年12月20日 (火)	参集（市民交流プラザ「タワーレ」展示室）及びオンライン（ZOOM）によるハイブリット方式	講 話「病状が進行しても在宅で療養生活を送るために」 講師：青森県立中央病院 医療連携部 主任看護師 難病診療連携コーディネーター 町田 正子 氏 交流会「病状が進行しても在宅で療養生活を送るために」 助言者：青森県立中央病院 医療連携部 主任看護師 難病診療連携コーディネーター 町田 正子 氏 青森県立中央病院 臨床心理支援部 公認心理師・臨床心理士 難病診療カウンセラー 浅利 猛 氏	8名

イ 訪問相談（難病患者等訪問相談員による訪問相談）

疾患群	疾患名	実件数	延件数
神経・筋疾患	5 進行性核上性麻痺	2	2
	6 パーキンソン病	5	8
	11 重症筋無力症	2	4
	18 脊髄小脳変性症	3	4
合 計		12	18

ウ 上十三地域難病対策連絡会議

期 日	場 所	内 容	参加者数
令和5年2月 27日（月）	ZOOMによる オンライン	行政説明「上十三地域の難病患者の状況と災害時の支援について」 講話「難病患者の災害対策～個別避難計画作成に向けて～」 講師：青森県立中央病院 医療連携部 主任看護師 難病診療連携コーディネーター 町田 正子 氏 情報交換「医療依存度の高い難病患者の避難行動要支援者名簿の作成・管理について」	21名

(3) 保健師による訪問指導

(令和5年3月末現在)

	疾 患 名	実件数	延件数
神経・筋疾患	2 筋萎縮性側索硬化症	9	11
	5 進行性核上性麻痺	8	9
	6 パーキンソン病	11	11
	7 大脳皮質基底核変性症	1	1
	17 多系統萎縮症	1	1
	18 脊髄小脳変性症	9	10
	113 筋ジストロフィー	2	2
免疫系疾患	43 顕微鏡的多発血管炎	1	1
	46 悪性関節リウマチ	1	1
消化器疾患	96 クロウン病	1	1
	93 原発性胆汁性胆管炎	1	1
呼吸器系疾患	85 特発性間質性肺炎	3	3
合 計		48	52

#### (4) 重症難病患者在宅療養支援事業

##### ア 目的

人工呼吸器を装着して在宅療養を行っている重症難病患者の介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休息等の理由により当該患者を在宅において介護することができない場合に、円滑に適切な医療機関に一時入院できるよう体制整備するとともに、やむを得ない事情により一時入院が困難な患者に対しては看護人を派遣することにより、患者の安定した在宅療養の確保と患者及びその家族の生活の質の向上を図ることを目的とする。

##### イ 利用回数

一時入院の期間は同一年度で患者一人あたり14日を限度とする。

看護人の派遣の期間は、患者一人当たり月7時間以内とし、利用回数は月2回まで分割することができる。

##### ウ 利用者数

利用者なし。

#### (5) 健康相談状況

面接及び電話による随時健康相談を実施している。また、新規及び継続の医療受給者証交付申請や変更等の手続きや受給者証交付時に、個別面接相談及び電話による相談等にも対応している。

(令和5年3月末)

健康相談延件数	個別面接相談	電話相談
108件	33件	75件

#### (6) 患者会の育成・自主活動支援

特定疾患患者会「みさわ・もみじの会」は、会員の高齢化と新規加入者がいないことにより平成30年3月末で解散。

#### (7) 関係機関との連携

- ・ ケースカンファレンス：1回（後縦靭帯骨化症：在宅療養に向けて）
- ・ 関係機関連絡：医療機関ソーシャルワーカー、居宅介護支援事業所職員、市町村保健師等と個別ケースの連絡等、必要時関係機関と情報共有して支援した。

#### (8) 災害基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」作成のための難病の特定医療受給者に関する個人情報の提供等について

依頼のあった4市町（三沢市、七戸町、六戸町、東北町）に提供した。



## 6 石綿（アスベスト）に関すること

### (1) 普及啓発

環境再生保全機構により送付されたポスター、リーフレットを保健所内に掲示し、住民に対しての周知を行った。

### (2) 相談・健康被害救済申請受付

石綿（アスベスト）関連事業場周辺にいた住民の健康不安に対応するため、健康に関する問題について相談を受け、石綿による健康被害を受けた方が生活・療養等の補償が受けられるように、被害救済給付申請に係る情報提供を行った。

《相談受付実施状況》

- ・健康相談 0件
- ・給付申請 0件

## 7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進関係

人口の高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い、住民のニーズが保健、医療、福祉を通じた総合的なものとなる中で、県民だれもが、生涯にわたり住み慣れた地域で、健康で安心した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが利用者本位の視点で、総合的・一体的に提供されることが望まれる。

その実現のために、住民に最も身近な市町村単位で保健、医療、福祉包括ケアシステムを構築することが必要であり、管内市町村における包括ケアシステムの推進・充実に向けた取り組みに関して支援を行っている。

### (1) 上十三地域橋渡し連携・パスネットワーク委員会

本委員会は、上十三地域の保健、医療、介護を必要とする状態の方が、住み慣れた地域で、最後まで自分らしい人生を送るために適切なケアやサービスが受けられるよう、退院調整や情報提供を行い、また、地域で療養されている方が医療機関に入院する場合にもスムーズに移行できるように、関係機関（医療機関と介護サービス事業者、行政など）の地域連携担当者が連携を推進し、調整を行うことを目的としている。平成25年度から十和田市立中央病院が事務局となり、委員会を開催し、当総室は委員として参加している。

#### ア 委員 19名

委員の所属は、十和田市立中央病院、十和田第一病院、公立野辺地病院、公立七戸病院、高松病院、三沢市立三沢病院、六戸町国民健康保険診療所、メディカルコート八戸西病院、居宅介護支援事業所えがお、十和田市高齢介護課、十和田市健康増進課、上十三保健所、十和田市東地域包括支援センター、十和田市北地域包括支援センター、十和田市西南地域包括支援センター、七戸町地域包括支援センター、六戸町地域包括支援センター、東北町地域包括支援センター

#### イ 会議出席状況

期 日	場 所	内 容
令和4年6月9日 ※令和4年11月4日の第2回は欠席	十和田市立中央病院 本館3階本会議室	コロナ禍における各医療機関や事業所での地域支援について

### (2) 介護予防事業及び市町村支援

延べ13回（十和田市2回、野辺地町1回、七戸町1回、六戸町1回、東北町8回）、各市町村の地域ケア会議等に出席し支援した。

※認知症地域連携体制推進事業（認知症地域支援検討会議）については、認知症疾患医療センター事業と重複することから、令和2年度で事業終了となった。

### (3) 上十三圏域在宅医療・介護連携推進事業

入院している要介護（要支援）状態の方が医療機関を退院する際に、医療機関とケアマネジャーとの間で着実な引継を行うために、医療機関、居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所のケアマネジャー、市町村（地域包括支援センター）が協議を重ね、平成 29 年 3 月に退院調整のためのルールを策定し、それ以降モニタリングを実施している。「あおもり高齢者すこやか自立プラン 2018」の目標値であった退院調整率 80%を達成したことから、令和 2 年度以降（上十三保健所は令和 3 年度以降）、モニタリング調査を実施しないこととしている。

会議名	期 日	場 所	内 容	出席者
上十三圏域在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者等会議	令和 5 年 2 月 3 日	オンライン (ZOOM)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上十三保健所における在宅医療・介護連携推進事業の進め方について</li> <li>・令和 3 年度上十三圏域における退院調整ルールモニタリング調査結果について</li> </ul> </li> <li>2 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「青森県における在宅医療・介護連携推進事業について」 高齢福祉保険課 技師 音喜多祐未氏</li> </ul> </li> <li>3 情報交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携推進事業の実施状況</li> <li>・認知症情報連携ツールの配布・活用状況について</li> </ul> </li> </ol>	管内市町村在宅医療・介護連携推進事業担当課、地域包括支援センター職員当計 18 名

## 8 人材育成

### (1) 新任保健師研修

「青森県保健師活動指針」に基づき、行政に働く保健師の役割を意識付けするとともに、地域保健活動を展開するための基本的な意識及び技術を習得することを目的として、管内市町村及び上十三保健所に在籍するキャリアレベル A-1 から A-2 までの保健師を対象に研修を実施した。(キャリアレベルは、青森県保健師活動指針(2019年3月改訂)43ページに記載の「青森県保健師の標準的なキャリアラダー(専門能力)」に基づくものである。)

#### ア 対象者

- 1年目保健師：十和田市2名、三沢市2名、七戸町1名、六ヶ所村1名、保健所1名  
 2～4年目保健師：十和田市2名、三沢市2名、六戸町1名、横浜町1名、東北町1名、六ヶ所村2名、保健所3名  
 トレーナー保健師、プリセプター保健師、指導保健師

#### イ 実施状況

回数	期 日	内 容	参加者数
1	令和4年 12月5日	○1回上十三保健所新任保健師研修 ・講義1 「保健所の業務について」 ・講義2 「福祉事務所と児童相談所の業務について」 ・講義3 「新任保健師に求められる地域保健活動での保健師の役割」 ・意見交換 「実践活動から地域を視ていくためのポイント」 ・情報交換 「保健師として活動してみて、地域診断の進め方」	14名
2	令和5年 3月3日	○2回上十三保健所新任保健師研修 <第一部> ・事例検討 <第二部> ・講義「精神障がいを抱えながら子育てをしている親への支援」	第一部 28名 第二部 86名

### (2) 保健所保健師の育成支援

保健師の個々の能力に応じた人材育成を推進することを目的に、青森県保健師活動指針(改訂)及び「人材育成支援ツール」に基づき、キャリアレベルの到達状況等を確認し、人材育成を図った。

### (3) 新任等保健師育成支援

保健所及び市町村の若手の保健師が行う保健活動について、行政機関で保健活動を経験したことのある退職保健師がトレーナー保健師として直接支援し、「地域全体を見る能力」「地域に暮らす人々や資源をつなぐ能力」「地域を動かす能力」等、保健師が有する専門能力の向上を図ることにより、地域保健活動を活性化することを目的として実施した。

実施市町村（青森県新任等保健師育成支援事業）

市町村名	対象	トレーナー保健師	実施日数 (評価会等含む)
十和田市	1年目 2名	泉館 三枝氏 大水 美保氏	14日 14日
三沢市	1年目 2名	北館 祐子氏 平塚 美加子氏	15日 15日
七戸町	1年目 1名	工藤 美子氏	16日
六ヶ所村	1年目 1名	北山 つね子氏	12日
保健所	1年目 1名	瀬川 節子	15日

### (4) 保健師連絡会議

管内保健師の資質の向上と保健師間の情報の共有を図り、連携を強化して管内の保健活動を推進することを目的に開催した。

回数	期 日	内 容	参加者数
1	令和5年 1月26日	※オンライン開催 ①情報提供「管内市町村の人材育成実施状況について」 ②情報交換「保健師の人材育成について」	市町村 21名 保健所 3名

### (5) 管理栄養士学生実習

新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

福祉こども総室  
＜上北地方福祉事務所＞

# 1 生活保護

## (1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度～平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度～平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、おおむね微減傾向である。

令和3年度～令和4年度の町村別の被保護世帯数は、横浜町が増加し、他の町村は減少している。

### ① 年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

\* 指数は、平成30年度を100とした場合の数値である。

年度 \ 区分	世帯数	指数	対前年度比
平成30年度	1,106	100.0	—
令和 元年度	1,116	100.9	100.9
令和 2年度	1,096	99.1	98.2
令和 3年度	1,086	98.2	99.1
令和 4年度	1,076	97.3	99.1

### ② 町村別被保護世帯数（令和4年度 単位：世帯数）

町村名 \ 区分	世帯数	対前年度比
野辺地町	225	97.8
七戸町	200	99.5
六戸町	90	98.9
横浜町	99	103.1
東北町	331	99.4
六ヶ所村	131	97.0
計	1,076	99.1

ア 令和4年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成30年度の65.8%から70.3%と4.5ポイントの増加、その他世帯は平成30年度の10.3%から7.5%と2.8ポイント減少している。

また、母子世帯は平成30年度の2.1%から1.5%と0.6ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成30年度の21.8%から20.7%と1.1ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度	区分	高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成30年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令和元年度		663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令和2年度		666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
令和3年度		666	87	753	16	176	53	229	42	46	88
令和4年度		670	86	756	16	178	44	222	41	40	81
内訳	野辺地町	141	14	155	3	36	10	46	14	7	21
	七戸町	118	17	135	4	36	10	46	6	10	16
	六戸町	63	7	70	2	10	2	12	3	3	6
	横浜町	60	6	66	2	17	5	22	3	7	10
	東北町	220	25	245	4	49	13	62	10	10	20
	六ヶ所村	68	18	86	1	30	5	35	5	3	8

イ 令和4年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は5.8%で、平成30年度の6.5%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

年度	区分	働いている者がいる世帯					世帯員働	無稼働
		世帯主が働いている						
		常用	日雇	内職	その他	計		
平成30年度		50	0	4	18	72	33	1,000
令和元年度		53	0	4	16	73	33	1,010
令和2年度		50	2	3	14	69	29	998
令和3年度		40	2	4	14	60	27	999
令和4年度		44	2	4	12	62	25	989
内訳	野辺地町	14	0	1	4	19	6	199
	七戸町	8	1	1	2	12	6	181
	六戸町	9	0	2	3	14	1	75
	横浜町	3	0	0	0	3	1	95
	東北町	9	0	0	2	11	7	312
	六ヶ所村	1	0	0	0	1	3	126



## (2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度～平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度～平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向が続いている。

令和3年度～令和4年度は全ての町村で減少している。

### ① 年度別月平均被保護人員（単位：人）

区分 年度	人員数	対前年度比
平成30年度	1,407	—
令和元年度	1,401	99.6
令和2年度	1,366	97.5
令和3年度	1,342	98.2
令和4年度	1,305	97.2

### ② 町村別月平均被保護人員（令和4年度 単位：人）

区分 町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	266	96.7
七戸町	252	96.9
六戸町	105	99.1
横浜町	125	98.4
東北町	394	97.5
六ヶ所村	163	95.3
計	1,305	97.2

## (3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度～平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和3年度～令和4年度を町村別に見ると、六戸町及び横浜町が増加し、他の町村は減少している。

### ① 町村別保護率（単位：‰ 人口千人対）

年度 町村名	30	1	2	3	4
野辺地町	22.9	23.0	23.0	22.4	22.3
七戸町	17.6	18.3	17.8	18.1	17.8
六戸町	11.6	11.1	10.9	10.1	10.2
横浜町	30.8	30.7	31.7	30.3	30.4
東北町	24.9	25.2	24.5	24.8	24.6
六ヶ所村	15.5	15.7	16.3	16.5	16.0
管内	20.0	20.1	19.9	19.8	19.6
県	23.4	23.4	23.4	23.1	23.0
国	16.6	16.6	16.3	16.2	16.2

#### (4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成30年度以降の保護の申請件数は120～170件台、保護の開始件数は90～120件台で推移している。令和元年度を境に、増加傾向から減少傾向に転じていたが、令和4年度は増加した。

##### ① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成30年度	161	111	36	12	120
令和元年度	170	128	33	11	127
令和2年度	162	126	32	4	149
令和3年度	151	105	39	10	115
令和4年度	175	121	47	5	138

#### (5) 保護費の状況

令和4年度における保護費の支出総額は、約19億5,000万円であり令和3年度の約20億1,000万円に比べ約3.0%減少している。

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	施設事務費	計
野辺地町	114,344,612	42,751,635	589,640	37,210	2,557,976	560,676	513,708	149,048	0	12,423,622	173,928,127
七戸町	105,286,254	31,333,045	492,201	14,900	3,366,478	429,330	1,154,928	0	0	7,150,370	149,227,566
六戸町	45,294,146	15,441,739	94,595	86,000	1,025,652	158,311	0	46,288	0	10,894,612	73,041,343
横浜町	50,912,269	14,954,384	60,000	10,340	1,043,127	391,729	989,676	0	0	16,529,262	84,890,787
東北町	188,256,027	68,041,275	704,603	77,500	4,783,927	1,158,561	1,044,191	84,371	0	10,071,662	274,222,117
六ヶ所村	80,416,357	13,376,503	442,104	0	1,738,584	407,567	1,701,495	0	0	8,611,639	106,694,249
小 計	584,509,665	185,898,581	2,383,143	226,010	14,515,744	3,106,174	5,403,998	279,707	0	65,681,167	882,004,189
支払基金 支払分	0	0	0	0	981,872,208	0	0	0	0	0	981,872,208
国保連 支払分	0	0	0	108,021,463	0	0	0	0	0	0	108,021,463
合 計	584,509,665	185,898,581	2,383,143	108,247,473	96,387,952	3,106,174	5,403,998	279,707	0	65,681,167	1,951,897,860

(単位：円)

## 2 児童福祉

### (1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

### 3 母子（父子・寡婦）福祉

#### (1) 母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成30年度から令和4年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

		年度	30	元	2	3	4
生活一般	住 宅		5	5	1	3	4
	医 療 ・ 健 康		23	17	0	2	1
	家 庭 紛 争		4	2	1	0	1
	就 労		39	53	53	21	25
	結 婚		0	0	0	0	0
	養 育 費		1	3	3	0	0
	借 金		9	4	4	1	0
	そ の 他		8	6	6	2	0
	小 計		89	90	68	29	31
児 童	養 育		7	88	23	3	0
	教 育		10	6	0	13	0
	非 行		1	1	0	0	0
	就 職		5	3	2	3	1
	そ の 他		9	8	0	0	0
	小 計		32	106	25	19	1
経 済 活 支 援 援 護	母子・父子福祉資金		1,053	767	770	499	395
	寡 婦 福 祉 資 金		24	17	6	20	2
	公 的 年 金		0	0	0	0	0
	児 童 扶 養 手 当		2	3	0	1	0
	生 活 保 護		3	3	0	0	0
	税		5	1	0	1	0
	そ の 他		15	16	3	4	0
	小 計		1,102	807	779	525	397
そ の 他	売 店 設 置 (25 条)		0	0	0	0	0
	た ば こ 販 売 (26 条)		0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅(27 条)		0	0	0	0	0
	母子福祉施設の利用		0	0	0	0	0
	母子生活支援施設 (38 条)		0	1	0	0	0
	小 計		0	1	0	0	0
	合 計		1,223	1,004	872	573	429

(十和田市及び三沢市を含む)

## (2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

令和4年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	3	945,000	9	5,266,200	12	6,211,200	2	3,240,000	1	630,000	3	3,332,400	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000
高校（一般）分	2	813,000	3	978,000	5	1,791,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(一般)分	0	0	1	405,000	1	405,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	0	0	1	630,000	1	630,000	0	0	1	630,000	1	630,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000
高専・大学(特別)分	1	132,000	4	3,253,200	5	3,385,200	2	3,240,000	0	0	2	3,240,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	1,692,000	1	1,692,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	6	2,418,000	0	0	6	2,418,000	2	392,000	0	0	2	392,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	2	389,000	0	0	2	389,000	2	392,000	0	0	2	392,000	0	0	0	0	0	0
専修分	1	369,000	0	0	1	369,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	3	1,660,000	0	0	3	1,660,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	3,363,000	10	6,958,200	19	10,321,200	4	3,094,400	1	630,000	5	3,724,400	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000

### (3) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

令和4年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、62.8%で令和3年度の63.9%より1.1ポイント減少した。また、収入未済額は、令和3年度の25,795,328円に比べ958,850円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、100%で令和3年度の99.4%よりも0.6ポイント改善した。父子福祉資金の償還率は、96.6%で令和3年度の100%より3.4ポイント減少した。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

種別	調定年度	現年度				過年度					計				
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元金	40,974,732	39,445,465	1,529,267	96.3%	25,794,571	2,488,388	0	23,306,183	9.6%	66,769,303	41,933,853	0	24,835,450	62.8%
	利子	2,030	1,759	271	86.7%	757	0	0	757	-	2,787	1,759	0	1,028	63.1%
	計	40,976,762	39,447,224	1,529,538	96.3%	25,795,328	2,488,388	0	23,306,940	9.6%	66,772,090	41,935,612	0	24,836,478	62.8%
	(県合計)	224,388,493	207,220,875	17,167,618	92.3%	253,407,231	17,906,423	313,925	235,186,883	7.1%	477,795,724	225,127,298	313,925	252,354,501	47.1%

種別	調定年度	現年度				過年度					計				
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元金	901,611	871,380	30,231	96.6%	0	0	0	0	-	901,611	871,380	0	30,231	96.6%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	計	901,611	871,380	30,231	96.6%	0	0	0	0	-	901,611	871,380	0	30,231	96.6%
	(県合計)	3,705,696	3,549,190	156,506	95.8%	4,742,491	128,837	450,872	4,162,782	2.7%	8,448,187	3,678,027	450,872	4,319,288	43.5%

種別	調定年度	現年度				過年度					計				
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元金	787,620	787,620	0	100.0%	0	0	0	0	-	787,620	787,620	0	0	100.0%
	利子	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	計	787,620	787,620	0	100.0%	0	0	0	0	-	787,620	787,620	0	0	100.0%
	(県合計)	3,018,270	2,829,847	188,423	93.8%	184,044	72,545	0	111,499	39.4%	3,202,314	2,902,392	0	299,922	90.6%

## 4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成26年1月から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成14年4月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和4年度の女性相談の相談者数は26人で、延件数は48件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は20人、延件数は39件で、すべて女性からの相談となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

### (1) 女性相談受付状況

#### ①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談 出張相談 による相談	電話相談		メール	その他	合計
		(再掲)				(再掲)				
		来所 指示等	の 相談	外国 人から			夜間相談 (17時以降 の電話相談)			
30	実人員(人)	2				8				10
	相談延べ件数 (件)	4				17				21
R元	実人員(人)	6	1			3				9
	相談延べ件数 (件)	22	1			5				27
2	実人員(人)	5				7				12
	相談延べ件数 (件)	16				9				25
3	実人員(人)	7	1		1	3				11
	相談延べ件数 (件)	10	3		5	11				26
4	実人員(人)	19			1	6				26
	相談延べ件数 (件)	23			1	24				48

②相談経路（実人員）

年 度	区 分	計	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 機 関	労 働 機 関	民 間 シ ェ ル タ ー	知 人 縁 故 関 係	そ の 他
30	来所・巡回等	2	2													
	電 話	8	8													
	計	10	10													
R元	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
2	来所・巡回等	5	3					1	1							
	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							
3	来所・巡回等	8	1				1		5							
	電 話	3	2						1							
	計	11	3				1		6							
4	来所・巡回等	20	12			1			5			1			1	
	電 話	6	3			1									2	
	計	26	15			2			5			1			3	

③主 訴（実人員）

平成22年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成24年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

年 度	計	人 間 関 係											経 済 問 題			医 療 関 係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	※ 5 条 違 反												
		夫 等		子 ども		親 族		交 際 相 手		そ の 他 の 者 からの 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職	そ の 他							病 精 神 的 問 題	妊 娠 出 産	そ の 他									
		夫 等 の 暴 力	薬 物 中 毒 ・ 酒 乱 離 婚 の 問 題	そ の 他	子 ども からの 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 族 の 暴 力	そ の 他																			交 際 相 手 からの 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 からの 暴 力	そ の 他						
30	10	1	1	1																																
R元	9	4	1																																	
2	12	8	2							1							1																			
3	11	7	2	1						1																										
4	26	20	1				1	1						1																						

※売春防止法5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円(2万円)以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身近に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

年 度	区 分	婦 人 保 護 施 設 に 入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 移 送	福 祉 事 務 所 へ 移 送	婦 人 移 送 相 談 所 ・ 婦 人 相 談 員 へ	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ	そ の 他 の 関 係 機 関 ・ 施 設 へ	助 言 ・ 指 導 の み	そ の 他	合 計
年 度	30									9	1	10
	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12
	3									6	5	11
	4						1			11	14	26

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。  
(延べ件数)

年 度		合 計			合 計							
		女 性	男 性	合 計	加害者との関係						生活の本拠を共にする(した)	
					配 偶 者			離 婚 済	交 際 相 手			
					届 出 有	届 出 な し	届 出 有 無 不 明		交 際 相 手	元 交 際 相 手		
30	来 所	1	1	1						1		
	電 話	7	7	7	1					6		
	そ の 他											
	合 計	8	8	8	1					7		
R 元	来 所	4	4	4	2	1					1	
	電 話	7	7	7	4	2					1	
	そ の 他											
	合 計	11	11	11	6	3					2	
2	来 所	9	9	9	7						2	
	電 話	12	12	12	12							
	そ の 他											
	合 計	21	21	21	19						2	
3	来 所	10	10	10	7	2					1	
	電 話	13	11	2	13	10	2				1	
	そ の 他	5	5		5	5						
	合 計	28	26	2	28	22	4				2	
4	来 所	26	26	26	26							
	電 話	9	9	9	9							
	そ の 他	4	4	4	4							
	合 計	39	39	39	39							



②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
30	0	0	0
R 元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年 度				通 報
	合 計	女 性	男 性	
30	0	0	0	0
R 元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。

※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

合 計		
	女性	男性
0	0	0

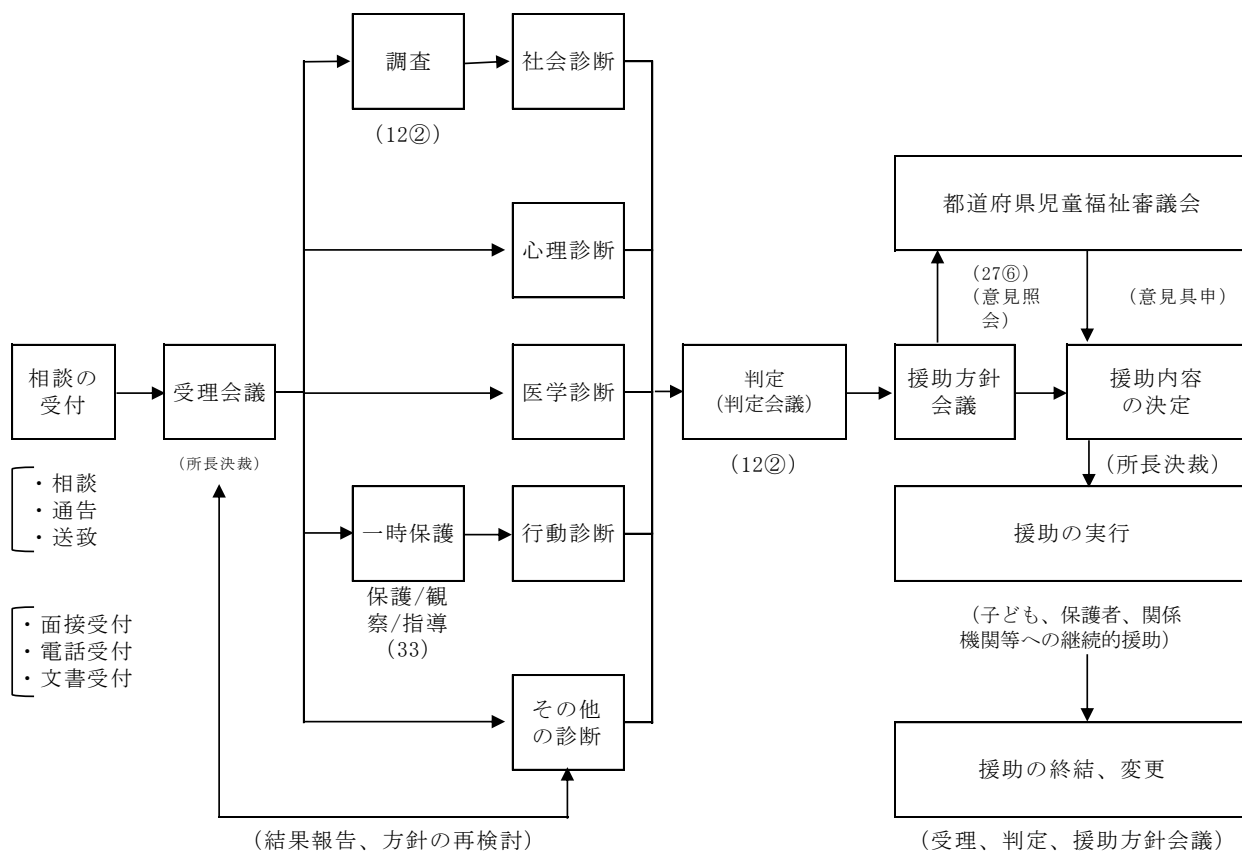
福祉こども総室  
＜七戸児童相談所＞

# 1 相談業務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護 相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健 相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む）
非 行 相 談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あっせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

### (3) 相談の状況

令和4年度に七戸児童相談所が受け付けた相談の総件数は、546件で前年度に比べ42件増加した。

相談種別では、「養護相談」が299件（54.8%）と最も多く、「障害相談」が208件（38.1%）、「育成相談」が30件（5.5%）、「非行相談」が6件（1.1%）となっている。

表1 年度別・相談種類別児童受付数

	養護		保健	障害						非行		育成				その他	計
	児童虐待	その他	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	
2年度	201	54	0	8	0	0	5	156	3	8	1	17	1	11	0	4	469
3年度	192	56	0	10	0	0	4	203	1	8	1	15	0	10	0	4	504
4年度	242	57	0	7	0	0	8	192	1	6	0	21	0	9	0	3	546

表2 令和4年度市町村別・相談種類別児童受付数

相談種別	市			上北郡（おいらせ町除く）							管外	不明	合計
	十和田市	三沢市	計	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	計			
養護（児童虐待）	54	110	164	11	12	22	7	8	16	76	2	0	242
養護（その他）	18	9	27	1	5	4	2	0	4	16	12	0	55
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	1	2	3	0	0	3	0	1	0	4	0	0	7
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害	0	2	2	2	0	2	0	0	0	4	1	0	7
知的障害	56	48	104	13	10	19	5	23	13	83	9	0	196
発達障害	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ぐ犯行為等	5	0	5	0	0	1	0	0	0	1	0	0	6
触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性格行動	8	5	13	0	0	0	1	2	0	3	5	0	21
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適性	1	1	2	1	0	2	0	2	0	5	1	0	8
しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	3
計	143	178	321	28	28	53	15	36	33	193	32	0	546

※市町村名が不明は、電話相談で居住地を明かさなかった場合である。

相談の経路別の受付状況は、表3のとおりである。相談経路の主なものは、「家族・親戚」からの相談が174件（31.9%）で一番多く、次いで「警察関係」からの相談が109件（20.0%）、「市町村」からの相談（福祉事務所および保健センター含む）が81件（14.8%）、「都道府県」からの相談が66件（12.1%）、「児童福祉施設、保育所」からの相談が35件（6.4%）、「学校・幼稚園」からの相談が34件（6.2%）となっている。

表3 令和4年度経路別相談受付数

	都道府県	市町村	児童委員	児童福祉施設・保育所	認定こども園	警察関係	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	巡回相談で受けたもの(再掲)	電話相談(再掲)	計
件数	66	81	0	35	4	109	4	2	7	34	3	2	174	14	0	11	0	81	546
(%)	12.1	14.8	0	6.4	0.7	20.0	0.7	0.4	1.3	6.2	0.5	0.4	31.9	2.6	0	2.0			

令和4年度中に措置・処理した件数は566件である。「助言指導」の処理をしたものが378件（66.8%）、「その他」が71件（12.5%）、「障害児施設利用契約」が37件（6.5%）、「児童福祉司指導」が26件（4.6%）となっている。

表4 令和4年度相談処理数

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	児童福祉施設通所	指定医療機関委託	里親	法27-1-4による家庭裁判所送致	障害児施設利用契約	その他	計
件数	378	4	5	26	0	0	0	19	11	0	9	0	0	5	1	37	71	566
(%)	66.8	0.7	0.9	4.6	0	0	0	3.6	1.9	0	1.6	0	0	0.9	0.2	6.5	12.5	

#### (4) 虐待相談の状況

令和4年度の虐待相談は表5のとおり251件である。また、虐待の種類別件数等は表6、7、8のとおりである（令和4年度処理件数を表したものであり、受付件数とは異なる）。なお、虐待相談は、養護相談に含めて計上されているものであり、表9のとおり、養護相談314件のうち251件と、7割以上を占めている。

表5 年度別相談処理件数

元年度	2年度	3年度	4年度
156	201	181	251

表6 虐待の内容別相談件数

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
65	154	3	29	251

表7 虐待者の内訳

実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
127	22	94	0	8	251

表8 虐待相談の処理状況

助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	児童福祉施設等入所	里親委託	その他	計
197	1	4	13	0	19	2	2	1	12	251

表9 令和4年度養護相談の理由別処理件数

処理	理由別	(失踪を含む) 家出	死亡	離婚	(入院を含む) 傷病	家庭環境		その他	計
						虐待	その他		
児童福祉施設入所		0	0	0	1	2	4	1	8
里親・保護受託者委託		0	2	0	0	1	2	0	5
面接指導		0	0	0	2	202	30	0	234
その他		0	0	0	0	46	20	1	67
計		0	0	0	3	251	56	2	314

## (5) 里親制度について

### <概要>

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。里親は、都道府県知事が認定している。

令和5年4月1日現在、里親等委託率（里親等への委託児童数18人／社会的養護を必要とする児童数56人）は32.1%となっている。

養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4種類がある。（養子縁組里親は平成21年度に新設）

- ・ 養育里親…保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童を養育する里親
- ・ 専門里親…要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題を有する児童及び障害がある児童を養育する里親
- ・ 養子縁組里親…要保護児童について、養子縁組によって養親となることをあらかじめ希望する里親
- ・ 親族里親…次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親
  - ア 当該要保護児童の三親等以内の親族であること
  - イ 両親や要保護児童を現に監護する者が、死亡・行方不明・拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと



## 2 判定業務

相談種別別判定件数は表10のとおりである。判定件数総数は121件であり、前年度の137件に比べ16件の減となっている。

判定の内容については、表11に示されているが、医学的診断指導件数は123件、心理診断指導件数は508件となっている。また、表12のとおり継続的に児童心理司や児童福祉司による心理療法やカウンセリング面接指導等を実施している。

表10 年度別・相談種別別判定件数

種別 年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
元年度	24	0	0	0	0	0	79	0	3	1	4	1	7	0	0	119
2年度	9	0	0	0	0	0	98	0	2	0	1	0	6	0	0	116
3年度	15	0	0	0	0	0	113	0	0	1	4	0	4	0	0	137
4年度	14	0	0	0	2	0	100	0	0	0	4	0	1	0	0	121

表11 令和4年度医学的・心理学的検査状況

種別	医学診断指導				心理診断指導					計
	診断・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	
児童	55	0	0	55	79	45	17	4	169	314
保護者	65	0	0	65	0	0	0	0	167	167
その他	3	0	0	3	0	0	0	0	27	27
計	123	0	0	123	79	45	17	4	363	508

表12 令和4年度心理療法・カウンセリングの状況（面接指導の状況）

種別	心理療法・カウンセリングの状況			
	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員
児童	0	19	0	0
保護者	0	0	0	0
その他	0	14	0	0
計	0	33	0	0

### 3 一時保護状況

令和4年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は33人で、前年度と比べて4人増となっている。また、延日数の総数は1098日で、前年度と比べて426日の増となっている。

表13 年度別・種類別一時保護児童数

年度	種類別		一時保護所		所内保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
30年度	3	117	0	0	22	349	25	466		
元年度	12	354	0	0	39	996	51	1350		
2年度	7	202	2	2	12	466	21	670		
3年度	8	207	1	1	20	464	29	672		
4年度	10	310	0	0	23	788	33	1098		

管内で一時保護した児童を相談種類別にみると、実人員では、養護が24人、非行が6人、育成が3人となっている。また、延日数では、養護が645日、非行が373日、育成が80日となっており、実人員、延日数とも虐待相談を含む養護相談での一時保護が半数以上を占めている。

表14 年度別・相談種類別一時保護児童数

年度	種類別		養護		育成		障害		非行		保健その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
30年度	22	334	1	12	0	0	2	120	0	0	25	466		
元年度	45	1121	3	60	0	0	3	169	0	0	51	1350		
2年度	17	557	3	77	0	0	1	36	0	0	21	670		
3年度	21	483	3	125	0	0	5	64	0	0	29	672		
4年度	24	645	3	80	0	0	6	373	0	0	33	1098		

### 4 児童福祉施設措置状況等

管内の児童で児童福祉施設等に措置されている児童は令和5年4月1日現在で67人である。内訳は児童養護施設が36人、福祉型障害児入所施設が8人、乳児院が4人、児童自立支援施設が1人、里親（ファミリーホーム）委託が18人となっている。

## 5 子ども虐待防止対策

### (1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇にあたり法的・手続上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう弁護士を活用し、相談体制の強化を図っている。

令和4年度実績 相談件数 0

### (2) 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待防止と早期発見・早期対応を目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

表15 令和4年度子ども虐待ホットライン受付件数

内容		件数
通告・相談	虐待	4
	一般	3
間違い		6
無言		0
問い合わせ		8
いたづら		0
計		21

### (3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表16 被虐待児フォローアップ事業

指導対象	指導日	参加数	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	7/15、9/2	計8人	2	グループワークを含めた研修
児童福祉施設職員	7/19、10/19 12/23	計19人	3	施設内ケースカンファレンスにおける助言
児童福祉施設職員	6/10	9人	1	児童養護施設新任職員研修
被虐待児親子	5/6等	計22世帯	142	虐待のない養育環境づくりについて
被虐待児個別	11/1等	計10人	34	安心安全な生活環境について
被虐待児保護者	3/7	1人	1	施設退所後の自立支援について

### (4) 施設入所児童支援強化事業

施設に入所している児童の生活安定及び自立・家庭復帰に対する支援、児童福祉施設職員との連携強化等を目的として支援強化事業を実施している。

表17 情報交換会実施状況

区分	訪問施設実数	延べ訪問回数
4年度実績	4	11

## 6 市町村子ども家庭相談支援

児童福祉法改正により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定されたことから、市町村担当者の資質向上を図ることを目的に研修会を実施し、巡回支援を行っている。また、要保護児童対策地域協議会設置運営に対する支援等を行っている。

表18 令和4年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	開催日	開催場所
4年度実績	市町村こども家庭相談担当者研修（前期）	R4.7.28	七戸庁舎
	市町村こども家庭相談担当者研修（後期）	R4.10.31	七戸庁舎

表19 令和4年度市町村支援状況

区分	会議等の名称	実施市町村	回数等
4年度実績 (巡回支援)	市町村児童家庭巡回支援	十和田市	2回
		三沢市	3回
		野辺地町	2回
		七戸町	2回
		六戸町	2回
		横浜町	4回
		東北町	3回
		六ヶ所村	3回
4年度実績 (要保護児童対策 地域協議会)	代表者会議	十和田市	1回
		三沢市	1回
		野辺地町	1回
		七戸町	1回
		六戸町	1回
		横浜町	1回
		東北町	1回
		六ヶ所村	1回
	実務者会議	十和田市	12回
		三沢市	12回
		野辺地町	4回
		七戸町	6回
		六戸町	4回
		横浜町	4回
		東北町	2回
		六ヶ所村	3回
	個別ケース検討会議	十和田市	7ケース
		三沢市	2ケース
		野辺地町	0ケース
		七戸町	2ケース
		六戸町	0ケース
		横浜町	1ケース
		東北町	1ケース
		六ヶ所村	0ケース

### 第3 歳入・歳出・債権管理の状況

# 1 歳入・歳出関係

## (1) 一般会計

### ア 歳入

(ア) 証紙収入を除く歳入

(単位：円)

款	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
		児童福祉費	3,052,782	1,420,570	0	1,632,212
		過年度収入	12,975,360	614,020	1,413,212	10,947,490
		民生負担金	16,028,142	2,034,590	1,413,850	12,579,702
		分担金及び負担金	16,028,142	2,034,590	1,413,850	12,579,702
		物品	0	0	0	0
		物品売払収入	0	0	0	0
		財産収入	0	0	0	0
		過年度収入	96,710	21,830	3,640	71,240
		延滞金	105,350	91,560	0	13,790
		延滞金	202,060	113,390	3,640	85,030
		総務費	532	532	0	0
		民生費	17,447,025	12,879,022	0	4,568,003
		過年度収入	39,264,783	3,575,987	417,588	35,271,208
		雑入	359,012	358,872	0	140
		雑入	57,071,352	16,814,413	417,588	39,839,351
		諸収入	57,273,412	16,927,803	421,228	39,924,381
		合計	73,301,554	18,962,393	1,835,078	52,504,083

(イ) 証紙収入による歳入

(単位：円)

細節	件数	金額
総務学事課	43	31,350
受胎調整認定	2	7,100
医療施設等許可	2	61,000
麻薬免許	154	611,300
医薬品医療機器等	124	1,354,700
温泉	5	175,000
食品関係営業許可	520	7,510,600
公衆浴場営業許可	2	44,000
旅館営業許可	7	154,000
理容所等開設検査	23	368,000
クリーニング所開設検査	6	96,000
化製場設置許可	0	0
建築物衛生管理業者登録	13	475,000
合計	901	10,888,050

## イ 歳出

(単位：円)

款	科 目	令達額	支出済額	残 額
総務費	財産管理費	2,475,000	2,475,000	0
民生費	社会福祉総務費	3,493,680	3,393,662	100,018
	福祉事務所費	11,769,980	11,642,439	127,541
	老人福祉費	230,000	96,800	133,200
	婦人福祉費	133,900	124,836	9,064
	地域福祉費	280,800	280,800	0
	児童福祉総務費	74,000	54,000	20,000
	児童措置費	12,071,400	11,747,941	323,459
	児童相談所費	6,606,000	6,253,124	352,876
	ひとり親家庭等福祉費	51,000	47,765	3,235
	障害児福祉費	5,000	5,000	0
	生活保護総務費	5,384,000	5,292,756	91,244
	扶助費	890,162,000	862,004,189	28,157,811
	救助費	120,000	0	120,000
環 境 保健費	結核対策費	2,239,940	1,739,078	500,862
	予防費	10,755,600	9,638,393	1,117,207
	母子保健対策費	683,030	342,070	340,960
	精神保健福祉費	1,193,190	707,500	485,690
	生活習慣病対策費	705,220	604,020	101,200
	食品衛生費	1,771,000	1,413,349	357,651
	生活衛生総務費	770,512	751,763	18,749
	生活衛生指導費	102,000	102,000	0
	保健所費	10,093,810	9,013,453	1,080,357
	医務費	886,170	547,310	338,860
	薬務費	266,000	266,000	0
	企画調整費	1,372,942	1,207,590	165,352
	自然保護総務費	84,000	84,000	0
合 計		963,780,174	929,834,838	33,945,336

## (2) 母子父子寡婦福祉特別会計

ア 歳入

(単位：円)

款	目	節	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
		現年度収入	40,976,762	39,447,224	0	1,529,538
		過年度収入	25,795,328	2,488,388	0	23,306,940
		母子福祉資金貸付金収入	66,772,090	41,935,612	0	24,836,478
		現年度収入	901,611	871,380	0	30,231
		過年度収入	0	0	0	0
		父子福祉資金貸付金収入	901,611	871,380	0	30,231
		現年度収入	787,620	787,620	0	0
		過年度収入	4,590	4,590	0	0
		寡婦福祉資金貸付金収入	792,210	792,210	0	0
		現年度収入	100	100	0	0
		過年度収入	0	0	0	0
		貸付金償還金違約金	0	0	0	0
		現年度収入	0	0	0	0
		過年度収入	56,000		0	56,000
		雑入・母子寡婦	56,000	0	0	56,000
諸収入			68,521,911	43,599,202	0	24,922,709

イ 歳出

(単位：円)

款	科目	令達額	支出済額	残額
母子父子寡婦福祉 資金貸付費	指導調査費	425,000	425,000	0
	母子福祉資金貸付費	21,000,000	10,321,200	10,678,800
	父子福祉資金貸付費	4,500,000	3,724,400	775,600
	寡婦福祉資金貸付費	1,700,000	1,518,000	182,000
合 計		27,625,000	15,988,600	11,636,400



## 2 債権管理の体制

債権管理については、平成30年4月1日に定めた「上北地域県民局地域健康福祉部収入未済解消対策要綱」に基づき、主に収入未済対策会議を開催し、収入未済の解消に努めることとしている。

### (1) 収入未済対策会議

ア 開催予定時期…9月、2月

イ 検討事項

(ア) 納入金等長期に滞納（納入期限後概ね6ヶ月を経過）している債務者の状況分析及び債務者に対する具体的指導方針の検討・策定に関すること。

(イ) 上記の指導方針の実施状況の管理に関すること。

(ウ) その他納入促進を図るために必要と認められること。

ウ 構成員

(ア) 各総室…総室長、次長、債権に関する課長（査察指導員を含む）、ケース担当者、徴収事務（債権）担当者、その他納入指導に関係のある職員

### (2) 償還指導等

長期に滞納しているケースについて、収入未済対策会議での検討結果を踏まえ、各総室が家庭訪問等により償還指導等を行う。

### 3 収入未済対策会議の開催状況

収入未済金のうち、保護課は、生活保護費に係る返還金、福祉調整課は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金に係る償還金が多額となっている。また、こども相談課は、施設入所に係る費用徴収金の未納額が多額となっている。

このことから「収入未済解消対策要綱」により、令和3年度において収入未済対策会議を下記のとおり開催し、償還指導等を行った。

なお、令和4年度においても収入未済対策会議を開催し、会議での検討結果を踏まえ、各総室が収入未済の早期解消に努めることとする。

#### (1) 生活保護費返還金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R4.11.4	4 5	過年度債権のある継続ケースのうち今年度納入がないもの
R5.2.22 R5.2.27	2 0	現年度に調定した債権のあるケース及び過年度債権のある廃止ケースのうち6ヶ月以上納入がないもの

#### (2) 母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R4.10.17	8	滞納のあるケースをA、B、Cでランク付けし、A及びBランクのケースのうち償還指導方針に関する協議が必要な事例、全事例のうち、債権回収委託に関する協議が必要な事例。（債権回収委託ケースは除く。）
R5.2.20	1 0	上記同様。

#### (3) 児童福祉施設入所に係る費用徴収金

実施年月日	ケース検討数	備 考
R4.10.17	3 2	滞納がある全ケース
R5.3.2	3 2	滞納がある全ケース

## 第4 資 料 集

# 1 人口関係

## (1) 管内市町村別人口

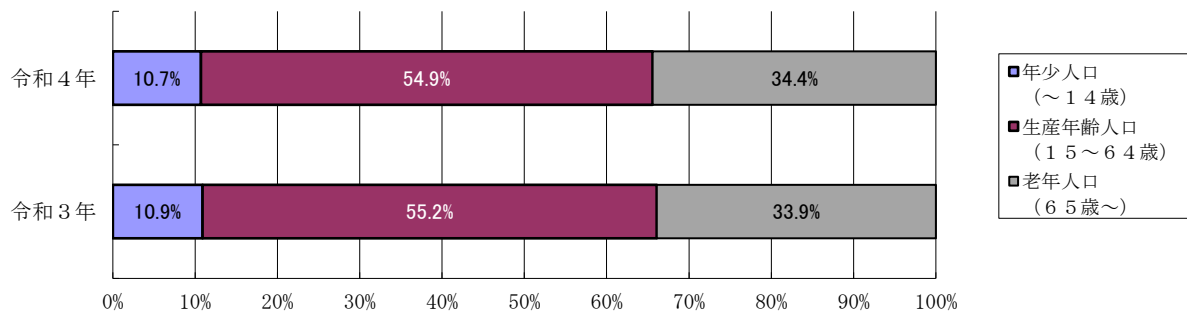
		令和3年	令和4年
青森県	人口	1,221,305	1,204,343
	男	575,531	567,893
	女	645,774	636,450
	世帯数	511,448	512,061
	1世帯あたり人口	2.39	2.35
管内	人口	165,899	153,555
	男	81,079	74,133
	女	84,820	79,422
	世帯数	70,564	65,546
	1世帯あたり人口	2.35	2.34
十和田市	人口	59,686	59,030
	男	28,402	28,052
	女	31,284	30,978
	世帯数	25,662	25,782
	1世帯あたり人口	2.33	2.29
三沢市	人口	38,666	38,157
	男	19,421	19,149
	女	19,245	19,008
	世帯数	17,236	17,276
	1世帯あたり人口	2.24	2.21
野辺地町	人口	12,161	11,854
	男	5,669	5,507
	女	6,492	6,347
	世帯数	5,397	5,356
	1世帯あたり人口	2.25	2.21
七戸町	人口	14,305	14,055
	男	6,850	6,719
	女	7,455	7,336
	世帯数	5,482	5,475
	1世帯あたり人口	2.61	2.57
六戸町	人口	10,436	10,361
	男	5,082	5,056
	女	5,354	5,305
	世帯数	3,868	3,962
	1世帯あたり人口	2.7	2.62
横浜町	人口	4,159	4,121
	男	2,038	2,026
	女	2,121	2,095
	世帯数	1,818	1,834
	1世帯あたり人口	2.29	2.25
東北町	人口	16,205	15,977
	男	7,710	7,624
	女	8,495	8,353
	世帯数	5,854	5,861
	1世帯あたり人口	2.77	2.73
六ヶ所村	人口	10,281	10,174
	男	5,907	5,868
	女	4,374	4,306
	世帯数	5,247	5,292
	1世帯あたり人口	1.96	1.92

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。(各年10月1日現在) 年齢不詳を含む。

(2) 管内年齢3区分別人口及び構成比率

		令和3年			令和4年		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～65歳	65歳以上
青森県	構成比率	10.5	55.1	34.4	10.3	54.8	34.9
	人口	125,558	662,091	413,894	121,769	649,436	413,376
	男	64,197	330,416	169,932	62,295	324,734	169,878
	女	61,361	331,675	243,962	59,474	324,702	243,498
管内	構成比率	10.9	55.2	33.9	10.7	54.9	34.4
	人口	17,899	90,655	55,774	17,351	88,987	55,820
	男	9,179	47,507	23,447	8,866	46,672	23,517
	女	8,720	43,148	32,327	8,485	42,315	32,303
十和田市	構成比率	10.6	54.8	34.6	10.5	54.4	35.1
	人口	6,262	32,317	20,448	6,106	31,752	20,513
	男	3,253	16,287	8,547	3,144	16,014	8,579
	女	3,009	16,030	11,901	2,962	15,738	11,934
三沢市	構成比率	12.7	59.8	27.5	12.4	59.5	28.1
	人口	4,829	22,702	10,456	4,653	22,312	10,513
	男	2,470	12,098	4,378	2,369	11,898	4,407
	女	2,359	10,604	6,078	2,284	10,414	6,106
野辺地町	構成比率	8.5	52.5	39.0	8.2	52.1	39.7
	人口	1,036	6,386	4,736	972	6,176	4,703
	男	506	3,225	1,937	468	3,117	1,921
	女	530	3,161	2,799	504	3,059	2,782
七戸町	構成比率	9.3	49.0	41.7	9.2	48.7	42.1
	人口	1,338	7,003	5,959	1,288	6,841	5,921
	男	671	3,669	2,507	646	3,577	2,493
	女	667	3,334	3,452	642	3,264	3,428
六戸町	構成比率	13.2	52.8	34.0	12.8	53.0	34.2
	人口	1,382	5,506	3,548	1,331	5,488	3,542
	男	709	2,809	1,564	691	2,793	1,572
	女	673	2,697	1,984	640	2,695	1,970
横浜町	構成比率	8.2	51.4	40.4	8.3	51.1	40.6
	人口	343	2,136	1,680	340	2,106	1,675
	男	190	1,154	694	192	1,133	701
	女	153	982	986	148	973	974
東北町	構成比率	10.1	50.6	39.0	10.4	50.1	39.5
	人口	1,688	8,196	6,310	1,661	7,992	6,313
	男	848	4,232	2,622	836	4,151	2,629
	女	840	3,964	3,688	825	3,841	3,684
六ヶ所村	構成比率	10.4	63.7	26.2	10.0	63.5	26.5
	人口	1,021	6,409	2,637	1,000	6,320	2,640
	男	532	4,033	1,198	520	3,989	1,215
	女	489	2,376	1,439	480	2,331	1,425

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。(各年10月1日現在)



### (3) 管内児童人口

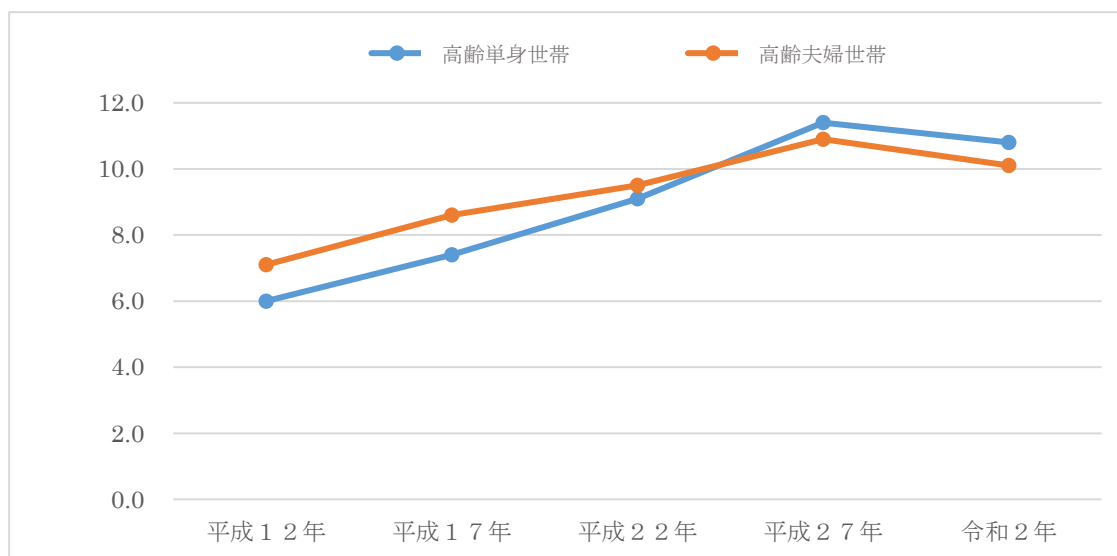
市町村名	児童人口(18歳未満)	
	R3. 10. 1	R4. 10. 1
十和田市	7,868	8,136
三沢市	5,917	6,053
野辺地町	1,372	1,383
七戸町	1,658	1,711
六戸町	1,664	1,688
横浜町	437	459
東北町	2,094	2,169
六ヶ所村	1,216	1,281
管内合計	22,226	22,880

※ 青森県企画政策部「青森県の推計人口年報」による。

### (4) 高齢世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全世帯数	67,882	68,327	68,964	68,750	70,265
うち高齢単身世帯	4,087	5,083	6,309	7,858	7,570
全世帯に占める割合 (%)	6.0	7.4	9.1	11.4	10.8
うち高齢夫婦世帯	4850	5,858	6,580	7,501	7,126
全世帯に占める割合 (%)	7.1	8.6	9.5	10.9	10.1

青森県 国勢調査集計結果



## 2 人口動態

### (1) 人口動態総覧

	年別	出生						死亡				自然増加		乳児死亡		新生児死亡		死産				周産期死亡				婚姻		離婚		
		総数	率	男	女	2,500g未満 (再掲)		総数	率	男	女	総数	率	総数	率	総数	率	自然	人工	総数	率	妊娠満 22週以降	早期新生 児死亡	件数	率	件数	率			
						総数	割合																							
青森県	元	7,170	5.8	3,682	3,488	683	9.5	18,424	14.9	9,286	9,138	-11,254	-9.1	23	3.2	15	2.1	168	22.9	88	80	36	5.0	25	11	4,601	3.7	2,009	1.62	
	2	6,837	5.5	3,493	3,344	591	8.6	17,905	14.5	8,942	8,963	-11,068	-9.0	18	2.6	15	2.2	145	20.8	87	58	32	4.7	17	15	4,032	3.3	1,915	1.55	
	3	6,513	5.4	3,386	3,127	595	9.1	18,785	15.4	9,230	9,555	-12,272	-10.1	11	1.7	3	0.5	150	22.5	78	72	25	3.8	23	2	3,736	3.1	1,783	1.47	
管内	元	1,032	6.1	545	487	101	9.8	2,460	14.5	1,261	1,199	-1,428	-8.4	3	2.9	2	1.9	34	31.8	19	15	10	9.6	8	2	655	3.9	300	1.77	
	2	988	5.9	531	457	86	8.7	2,407	14.5	1,218	1,189	-1,419	-8.5	1	1.0	1	1.0	21	20.8	10	11	3	3.0	2	1	618	3.7	290	1.74	
	3	901	5.4	448	453	81	9.0	2,430	14.6	1,236	1,194	-1,529	-9.2	1	1.1	1	1.1	22	23.8	12	10	6	6.6	6	—	569	3.4	235	1.42	
十和田市	元	335	5.5	180	155	31	9.3	874	14.3	454	420	-539	-8.8	2	6.0	1	3.0	13	37.4	7	6	4	11.8	3	1	191	3.1	100	1.64	
	2	327	5.4	162	165	32	9.8	865	14.4	451	414	-538	-9.0	1	3.1	1	3.1	7	21.0	1	6	1	3.1	—	1	190	3.2	99	1.65	
	3	280	4.7	149	131	24	8.6	856	14.3	439	417	-576	-9.7	1	3.6	1	3.6	9	31.1	4	5	2	7.1	2	—	182	3.0	83	1.39	
三沢市	元	321	8.2	159	162	35	10.9	434	11.1	237	197	-113	-2.9	1	3.1	1	3.1	13	38.9	7	6	4	12.3	3	1	244	6.3	93	2.39	
	2	323	8.4	170	153	34	10.5	404	10.5	206	198	-81	-2.1	—	—	—	—	4	12.2	3	1	—	—	—	—	213	5.5	85	2.21	
	3	298	7.7	137	161	35	11.7	476	12.3	245	231	-178	-4.6	—	—	—	—	8	26.1	5	3	3	10.0	3	—	186	4.8	64	1.66	
野辺地町	元	59	4.7	31	28	7	11.9	193	15.2	92	101	-134	-10.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	3.4	21	1.66
	2	35	2.9	22	13	3	8.6	200	16.4	99	101	-165	-13.5	—	—	—	—	3	78.9	2	1	1	27.8	1	—	42	3.5	23	1.88	
	3	31	2.5	15	16	3	9.7	191	15.7	92	99	-160	-13.2	—	—	—	—	1	31.3	1	—	—	—	—	—	39	3.2	17	1.40	
七戸町	元	51	3.5	25	26	7	13.7	308	21.1	135	173	-257	-17.6	—	—	—	—	1	18.9	1	—	—	—	—	—	—	35	2.4	20	1.37
	2	64	4.4	28	36	6	9.4	302	20.8	149	153	-238	-16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	2.7	18	1.24
	3	46	3.2	25	21	6	13.0	252	17.6	136	116	-206	-14.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	2.7	16	1.12	
六戸町	元	83	7.9	52	31	6	7.2	154	14.6	85	69	-71	-6.7	—	—	—	—	2	23.5	2	—	1	11.9	1	—	23	2.2	13	1.23	
	2	66	6.4	44	22	4	6.1	140	13.5	66	74	-74	-7.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	2.6	17	1.64	
	3	71	6.8	33	38	2	2.8	152	14.6	74	78	-81	-7.8	—	—	—	—	1	13.9	—	1	—	—	—	—	26	2.5	21	2.01	
横浜町	元	17	4.0	8	9	1	5.9	89	21.0	42	47	-72	-17.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	2.8	4	0.94
	2	14	3.4	10	4	—	—	74	17.8	35	39	-60	-14.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	4.8	3	0.72
	3	19	4.6	14	5	1	5.3	67	16.1	30	37	-48	-11.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	3.1	2	0.48	
東北町	元	96	5.7	52	44	9	9.4	280	16.6	146	134	-184	-10.9	—	—	—	—	4	40.0	2	2	1	10.3	1	—	52	3.1	27	1.60	
	2	103	6.3	55	48	5	4.9	287	17.6	139	148	-184	-11.3	—	—	—	—	4	37.4	3	1	1	9.6	1	—	43	2.6	22	1.35	
	3	85	5.2	42	43	3	3.5	292	18.0	154	138	-207	-12.8	—	—	—	—	2	23.0	2	—	1	11.6	1	—	43	2.7	19	1.17	
六ヶ所村	元	70	6.8	38	32	5	7.1	128	12.4	70	58	-58	-5.6	—	—	—	—	1	14.1	—	1	—	—	—	—	—	55	5.3	22	2.14
	2	56	5.5	40	16	2	3.6	135	13.2	73	62	-79	-7.7	—	—	—	—	3	50.8	1	2	—	—	—	—	44	4.3	23	2.24	
	3	71	6.9	33	38	7	9.9	144	14.0	66	78	-73	-7.1	—	—	—	—	1	13.9	—	1	—	—	—	—	42	4.1	13	1.26	

「人口動態統計（確定数）」による。率は1,000人当たり。

### 【1】用語の説明

自然増加…出生数から死亡数を減じたものをいう。

乳児死亡…生後1年未満の死亡をいう。

新生児死亡…生後4週未満の死亡をいう。

早期新生児死亡…生後1週未満の死亡をいう。

死産…妊娠満12週以降の死産の出産をいう。

周産期死亡…妊娠満22週以降の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

### 【2】比率の算出方法

出生率…(年間出生数) ÷ (10月1日現在の人口) × 1,000

死亡率…(年間死亡数) ÷ (10月1日現在の人口) × 1,000

自然増加率…(自然増加数) ÷ (10月1日現在の人口) × 1,000

乳児死亡率…(年間乳児死亡数) ÷ (年間出生数) × 1,000

新生児死亡率…(年間新生児死亡数) ÷ (年間出生数) × 1,000

死産率…(年間死産数) ÷ (年間出生数+年間死産数) × 1,000

周産期死亡率…(年間周産期死亡数) ÷ (年間出生数+妊娠満22週以降の死産数) × 1,000

婚姻率…(年間婚姻届出件数) ÷ (10月1日現在の人口) × 1,000

離婚率…(年間離婚届出件数) ÷ (10月1日現在の人口) × 1,000

### 【3】比率の算出に用いた人口

青森県については、平成28年、平成29年、平成30年は総務省統計局発表の推計  
日本人人口を用いている。

管内及び市町村については、平成28年、平成29年、平成30年は青森県統計分析課公表  
の推計人口を用いている(各年10月1日現在)。

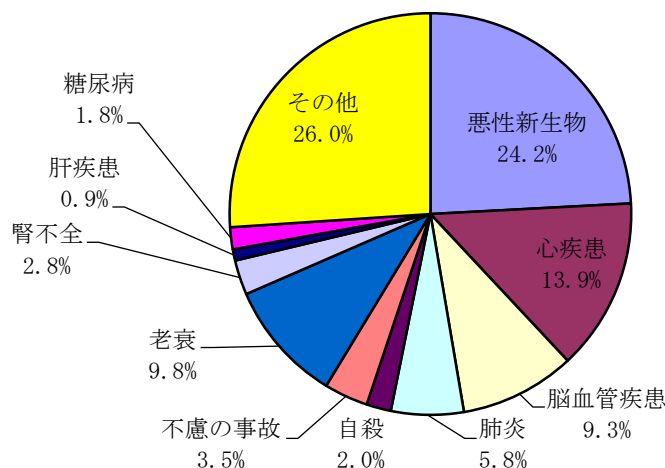


## (2) 令和3年主要死因別一覧

(人口動態統計(確定数)から抜粋)

		悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	自殺	不慮の 事故	老衰	腎不全	肝疾患	糖尿病	その他	合 計
青森県	計	5,135	2,810	1,496	1,118	284	597	1,801	423	190	210	4,721	18,785
	率	27.3%	15.0%	8.0%	6.0%	1.5%	3.2%	9.6%	2.3%	1.0%	1.1%	25.1%	100.0%
	男	2,944	1,274	706	588	209	337	436	218	119	119	2,280	9,230
	女	2,191	1,536	790	530	75	260	1,365	205	71	91	2,441	9,555
管内	計	587	337	226	142	48	86	238	68	22	43	633	2,430
	率	24.2%	13.9%	9.3%	5.8%	2.0%	3.5%	9.8%	2.8%	0.9%	1.8%	26.0%	100.0%
	男	355	162	103	75	37	56	72	39	12	16	309	1,236
	女	232	175	123	67	11	30	166	29	10	27	324	1,194
十和田市	計	203	138	57	59	14	35	83	22	7	20	218	856
	率	23.7%	16.1%	6.7%	6.9%	1.6%	4.1%	9.7%	2.6%	0.8%	2.3%	25.5%	100.0%
	男	116	66	25	30	11	23	36	9	2	10	111	439
	女	87	72	32	29	3	12	47	13	5	10	107	417
三沢市	計	121	54	46	19	8	12	33	22	5	13	143	476
	率	25.4%	11.3%	9.7%	4.0%	1.7%	2.5%	6.9%	4.6%	1.1%	2.7%	30.0%	100.0%
	男	73	24	23	11	8	6	6	17	4	4	69	245
	女	48	30	23	8	-	6	27	5	1	9	74	231
野辺地町	計	43	26	13	10	7	10	25	3	2	2	50	191
	率	22.5%	13.6%	6.8%	5.2%	3.7%	5.2%	13.1%	1.6%	1.0%	1.0%	26.2%	100.0%
	男	23	9	5	6	6	6	7	-	2	1	27	92
	女	20	17	8	4	1	4	18	3	-	1	23	99
七戸町	計	68	23	23	20	5	9	32	6	5	1	60	252
	率	27.0%	9.1%	9.1%	7.9%	2.0%	3.6%	12.7%	2.4%	2.0%	0.4%	23.8%	100.0%
	男	42	15	11	11	3	6	10	4	2	-	32	136
	女	26	8	12	9	2	3	22	2	3	1	28	116
六戸町	計	41	19	22	5	4	2	15	3	1	3	37	152
	率	27.0%	12.5%	14.5%	3.3%	2.6%	1.3%	9.9%	2.0%	0.7%	2.0%	24.3%	100.0%
	男	29	10	9	1	3	2	2	2	-	1	15	74
	女	12	9	13	4	1	-	13	1	1	2	22	78
横浜町	計	14	6	13	2	2	1	5	-	-	-	24	67
	率	20.9%	9.0%	19.4%	3.0%	3.0%	1.5%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	35.8%	100.0%
	男	8	1	5	1	2	-	1	-	-	-	12	30
	女	6	5	8	1	-	1	4	-	-	-	12	37
東北町	計	68	44	33	22	3	11	23	9	2	3	74	292
	率	23.3%	15.1%	11.3%	7.5%	1.0%	3.8%	7.9%	3.1%	0.7%	1.0%	25.3%	100.0%
	男	42	25	19	12	2	9	7	5	2	-	31	154
	女	26	19	14	10	1	2	16	4	-	3	43	138
六ヶ所村	計	29	27	19	5	5	6	22	3	-	1	27	144
	率	20.1%	18.8%	13.2%	3.5%	3.5%	4.2%	15.3%	2.1%	0.0%	0.7%	18.8%	100.0%
	男	22	12	6	3	2	4	3	2	-	-	12	66
	女	7	15	13	2	3	2	19	1	-	1	15	78

管内 主要死因別割合



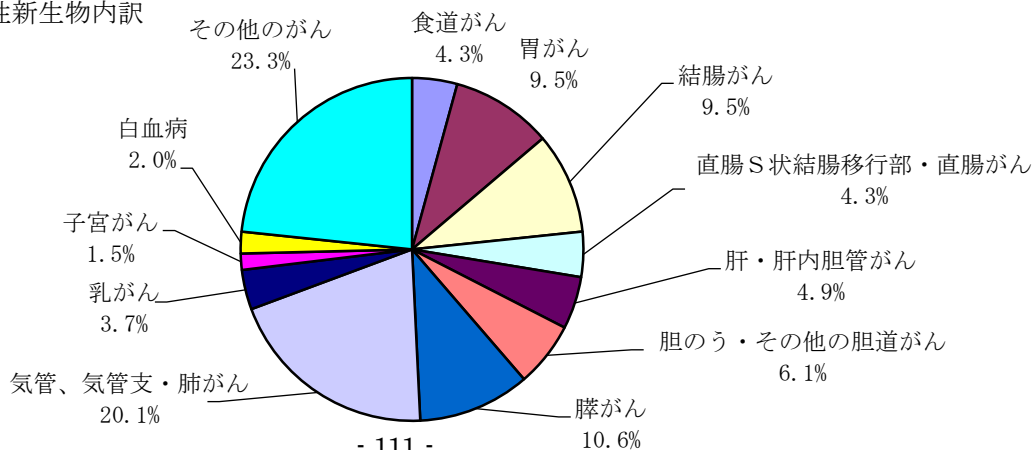
※死亡率は人口10万人対 率の算出に用いた人口（令和3年10月1日現在）  
青森県企画政策部統計分析課による推計人口

(3) 令和3年悪性新生物による市町村別死亡数

(人口動態統計（確定数）から抜粋)

	青森県	管内計	管内市町村別							
			十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
食道がん	156	25	8	5	2	3	1	1	3	2
胃がん	605	56	25	12	5	7	3	1	2	1
結腸がん	538	56	21	14	1	6	1	1	8	4
直腸S状結腸移行部・直腸がん	230	25	11	4	2	2	3	-	3	-
肝・肝内胆管がん	304	29	6	5	2	2	5	2	6	1
胆のう・その他の胆道がん	319	36	13	5	3	4	4	3	3	1
膵がん	516	62	20	12	2	7	5	1	13	2
気管、気管支・肺がん	994	118	43	28	9	18	3	1	11	5
乳がん	217	22	3	6	6	1	3	-	1	2
子宮がん	78	9	1	3	2	1	2	-	-	-
白血病	95	12	5	1	-	-	3	-	1	2
その他のがん	1,083	137	47	26	9	17	8	4	17	9
合計	5,135	587	203	121	43	68	41	14	68	29

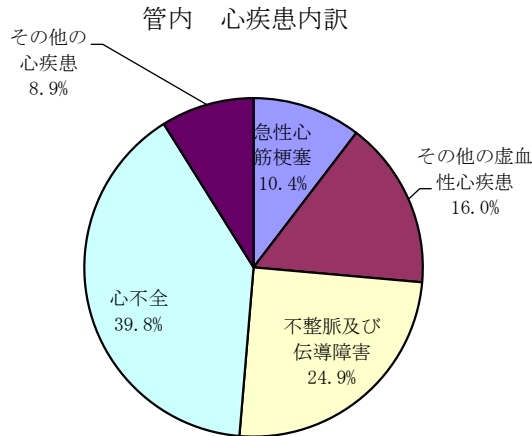
管内 悪性新生物内訳



(4) 令和3年心疾患による市町村別死亡数

(人口動態統計(確定数)から抜粋)

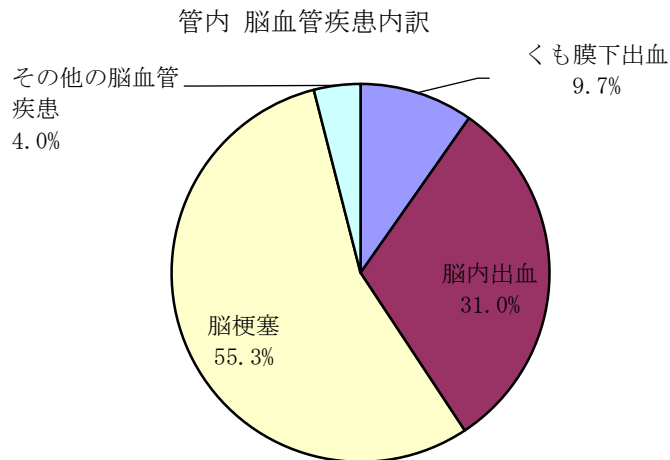
	青森県	管内計	管内							
			十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
急性心筋梗塞	366	35	10	7	8	2	3	-	1	4
その他の虚血性心疾患	240	54	22	6	2	11	2	-	6	5
不整脈及び伝導障害	698	84	45	15	1	3	8	-	7	5
心不全	1,248	134	50	20	14	6	6	6	25	7
その他の心疾患	258	30	11	6	1	1	-	-	5	6
合計	2,810	337	138	54	26	23	19	6	44	27



(5) 令和3年脳血管疾患による市町村別死亡数

(人口動態統計(確定数)から抜粋)

	青森県	管内計	管内							
			十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村
くも膜下出血	145	22	7	3	2	2	1	3	2	2
脳内出血	437	70	21	12	2	10	6	1	11	7
脳梗塞	880	125	27	30	8	11	14	7	19	9
その他の脳血管疾患	34	9	2	1	1	-	1	2	1	1
合計	1,496	226	57	46	13	23	22	13	33	19



(6) 令和4年度人工妊娠中絶件数

区分		20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不詳	計
満7週以前	第1号該当	3	11	5	10	10	11	1			51
	第2号該当										
	計	3	11	5	10	10	11	1			51
満8～11週	第1号該当	2	7	5	8	10	2	1			35
	第2号該当										
	計	2	7	5	8	10	2	1			35
満12～15週	第1号該当		1								1
	第2号該当										
	計		1								1
満16～19週	第1号該当		1	1							2
	第2号該当										
	計		1	1							2
満20～21週	第1号該当										
	第2号該当										
	計										
週数不明	第1号該当										
	第2号該当										
	計										
合計		5	20	11	18	20	13	2			89

(衛生行政報告例(年度報)による)

注 第1号該当・・・妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

第2号該当・・・暴行若しくは脅迫によって抵抗若しくは拒絶することが出来ない間に姦淫され妊娠したもの

### 3 市町村別妊婦・乳幼児健康診査実施状況

(令和4年度地域保健・健康増進事業報告(市町村報告)から抜粋)

人員		妊婦		乳児		幼児											
						1歳6ヶ月児					3歳児					その他	
		受診実人員	受診延人員	受診実人員	受診延人員	健康診査		歯科健康診査			健康診査		歯科健康診査				
						対象人員	受診実人員	対象人員	受診実人員	むし歯の総数	対象人員	受診実人員	対象人員	受診実人員	むし歯の総数	対象人員	受診実人員
市町村																	
実施数	十和田市	276	3,539	597	597	303	294	303	294	1	389	342	389	342	168	351	323
		276	3,539	294	294												
	三沢市	275	4,912	643	643	338	335	338	335	19	352	331	352	329	163	0	0
		275	4,912	371	371												
	野辺地町	56	430	176	176	29	29	29	29	0	61	60	60	60	25	36	33
		56	430	74	74												
	七戸町	70	571	98	98	45	45	45	45	0	67	67	67	67	29	65	65
		70	571	98	98												
	六戸町	86	723	188	188	77	77	89	74	3	96	96	110	92	29	0	0
		86	723	59	59												
	横浜町	25	154	32	32	11	11	11	11	0	19	19	19	19	24	0	0
		25	154	32	32						19	19					
	東北町	123	1,519	242	242	97	95	97	97	4	95	95	95	95	49	0	0
		123	1,519	159	159												
	六ヶ所村	98	1,168	130	130	60	60	60	60	0	60	60	64	64	21	0	0
		98	1,168	72	72												
	計	1,009	13,016	2,106	2,106	960	946	972	945	27	1,139	1,070	1,156	1,068	508	452	421
		1,009	13,016	1,159	1,159						19	19					

下段再掲は医療機関等への委託数

## 4 令和4年度市町村健康増進事業実績

(令和4年度地域保健・健康増進事業報告から抜粋)

### (1) 個別健康教育

	高血圧		脂質異常症		糖尿病		喫煙		合計	
	指導開始者	指導終了者	指導開始者	指導終了者	指導開始者	指導終了者	指導開始者	指導終了者	指導開始者	指導終了者
十和田市										
三沢市										
野辺地町	3		3		3		1		10	
七戸町										
六戸町										
横浜町										
東北町										
六ヶ所村										
計	3		3		3		1		10	

### (2) 集団健康教育

	一般		歯周疾患		運動器症候群		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
十和田市	46	799	1	2	1	9	1	3	2	15		
三沢市	3	8			1	3	1	4	24	343		
野辺地町	67	259							27	57		
七戸町	2	20							19	580		
六戸町	12	163	1	25								
横浜町	17	65	1	1	24	45			7	105		
東北町	32	150							17	112		
六ヶ所村	87	386							12	29		
計	266	1,850	3	28	27	57	2	7	108	1,241	0	0

### (3) 健康相談

	高血圧		脂質異常症		糖尿病		歯周疾患		骨粗鬆症		病態別		女性の健康		総合健康相談		計	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
十和田市	1	1	4	4	9	24					4	4			243	982	261	1,015
三沢市	10	10									8	16			4	4	22	30
野辺地町					15	20					2	2			16	19	33	41
七戸町	10	159			44	231							10	167			64	557
六戸町	1	50	1	50	1	50					3	66			49	154	55	370
横浜町	15	54									7	25			9	92	31	171
東北町											30	130			30	174	60	304
六ヶ所村			57	57							12	25	1	4	62	62	132	148
計	37	274	62	111	69	325					66	268	11	171	413	1,487	658	2,636

### (4) 健康診査

	健康診査			歯周疾患				骨粗鬆症			
	対象者数	受診者数	受診率 (%)	受診者数	要精検者	要指導者	異常認めず	受診者数	要精検者	要指導者	異常認めず
十和田市	1,003	73	7.3	374	171	184	19	253	66	111	76
三沢市	483	33	6.8	306	168	97	41	328	27	49	252
野辺地町	251	25	10.0	17	10	3	4	82	16	10	56
七戸町	216	14	6.5	115	67	27	21	84	2	44	38
六戸町	98	0	0	66	37	22	7	15	2	0	13
横浜町	92	9	9.8	25	9	10	6	29	6	5	18
東北町	208	11	5.3	38	23	12	3	140	11	39	90
六ヶ所村	158	20	12.7	30	7	14	9	26	3	4	19
計	2,509	185	7.4	971	492	369	110	883	133	262	562

※健康診査の対象者は以下のものを対象者として計上した。

- (1) 40歳以上74歳以下の者については、健康保険の未加入者
- (2) 75歳以上の者は、後期高齢者医療の被保険者の適用除外となっている者

## (5) がん検診実施状況(令和3年度)

### ア 胃がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,837	3,600	8.8	250	6.9	192	76.8
三沢市	23,177	1,835	7.9	134	7.3	110	82.1
野辺地町	9,180	947	10.3	66	7.0	59	89.4
七戸町	10,968	1,650	15.0	102	6.2	77	75.5
六戸町	7,060	639	9.1	53	8.3	42	79.2
横浜町	3,112	406	13.0	32	7.9	22	68.8
東北町	11,405	2,047	17.9	136	6.6	112	82.3
六ヶ所村	5,939	860	14.5	54	6.3	32	59.3

### イ 肺がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,837	5,926	14.5	158	2.7	120	75.9
三沢市	23,177	2,262	9.8	27	1.2	25	92.6
野辺地町	9,180	1,301	14.1	57	4.4	51	89.5
七戸町	10,968	2,433	22.2	33	1.4	25	75.8
六戸町	7,060	848	12.0	13	1.5	9	69.2
横浜町	3,112	599	19.2	18	3.0	15	83.3
東北町	11,405	2,720	23.8	64	2.4	50	78.1
六ヶ所村	5,939	1,238	20.8	29	2.3	24	82.6

### ウ 乳がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	21,984	1,961	8.9	102	5.2	94	92.1
三沢市	12,304	1,107	9.0	37	3.3	28	75.7
野辺地町	5,016	381	7.6	20	5.2	20	100.0
七戸町	5,884	980	16.7	33	3.4	19	57.6
六戸町	3,676	494	13.4	23	4.7	21	91.3
横浜町	1,641	172	10.5	11	6.4	11	100.0
東北町	5,997	810	13.5	53	6.5	47	88.7
六ヶ所村	2,918	723	24.8	20	2.8	19	95.0

### エ 子宮がん検診

市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	26,826	1,694	6.3	13	0.8	12	92.3
三沢市	16,021	1,180	7.4	14	1.2	8	57.1
野辺地町	5,781	394	6.8	4	1.0	4	100.0
七戸町	6,882	628	9.1	6	1.0	3	50.0
六戸町	4,593	533	11.6	7	1.3	5	71.4
横浜町	1,958	308	15.7	2	0.6	1	50.0
東北町	7,229	630	8.7	9	1.4	9	100.0
六ヶ所村	3,816	815	21.4	10	1.2	8	50.0



オ 大腸がん検診

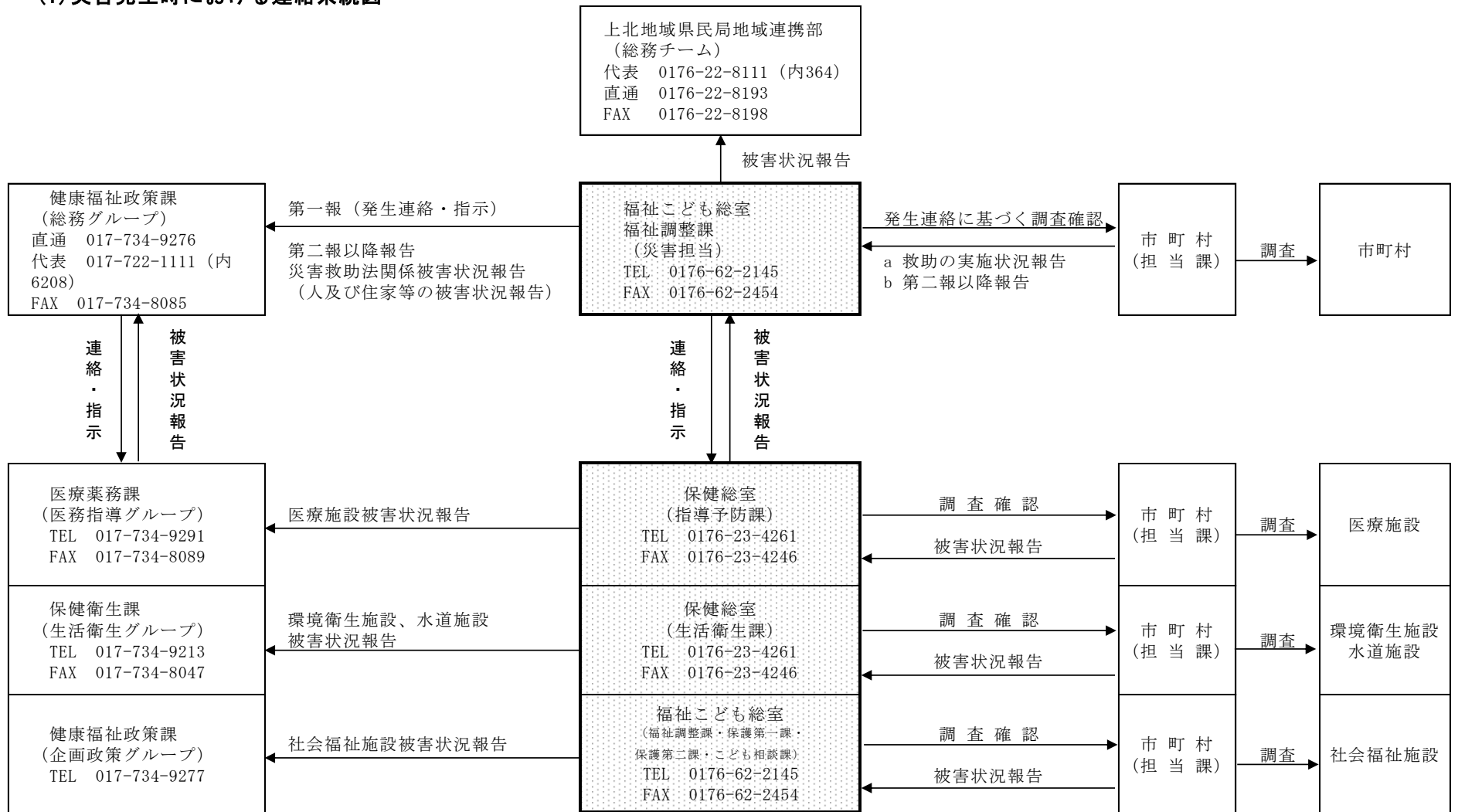
市町村	対象人員	受診者数	受診率(%)	要精検者数	要精検率(%)	精検受診者数	精検受診率(%)
十和田市	40,837	7,612	18.6	493	6.5	353	71.6
三沢市	23,177	2,303	9.9	122	5.3	99	81.1
野辺地町	9,180	1,313	14.3	131	10.0	114	87.0
七戸町	10,968	2,810	25.6	151	5.4	83	55.0
六戸町	7,060	780	11.0	42	5.4	26	61.9
横浜町	3,112	665	21.4	66	9.9	48	72.7
東北町	11,405	2,781	24.4	185	6.7	147	79.5
六ヶ所村	5,939	1,311	22.1	95	7.2	60	62.5

(6) 訪問指導

	十和田市		三沢市		野辺地町		七戸町		六戸町		横浜町		東北町		六ヶ所村		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
要指導者等	77	77	127	216	0	0	4	9	22	22	18	24	2	2	22	53	272	403
個別健康教育対象者																		
閉じこもり予防																		
介護家族者					3	3											3	3
寝たきり者																		
認知症の者																		
その他					2	2					7	9	5	5	7	7	21	23
計	77	77	127	216	5	5	4	9	22	22	25	33	7	7	29	60	296	429

## 5 その他

### (1) 災害発生時における連絡系統図



# 上北地域県民局 地域健康福祉部

## ◎保健総室<上十三保健所>

〒034-0082 十和田市西二番町10-15

TEL 0176-23-4261

FAX 0176-23-4246  
1990

## ◎福祉こども総室<上北地方福祉事務所・七戸児童相談所>

〒039-2594 七戸町字蛇坂55-1

(福祉調整課・保護課) TEL 0176-62-2145

FAX 0176-62-2454

(こども相談課) TEL 0176-60-8086

FAX 0176-60-8087